

美浜町 こども計画



地域の愛に包まれ、
将来にわたりこども・若者が
幸せに成長できるまち みはま

令和7年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨…………… 1
- 2 こども・若者に関する施策の動向…………… 2
- 3 計画の位置づけ…………… 3
- 4 計画の実施期間…………… 4
- 5 計画の策定体制とプロセス…………… 5

第2章 美浜町のこどもをとりまく現状

- 1 美浜町の現状…………… 7
- 2 アンケート調査結果からみえる現状…………… 16
- 3 こども・若者の意見…………… 27
- 4 第2期計画の評価…………… 36
- 5 美浜町の課題…………… 46

第3章 計画の基本理念等

- 1 基本理念…………… 47
- 2 計画の視点…………… 48
- 3 基本目標…………… 49
- 4 計画の体系…………… 51

第4章 施策の展開

- 1 子育てを支援する仕組みづくり…………… 52
- 2 健やかに生み育てる環境づくり…………… 55
- 3 次代を担う人づくり…………… 59
- 4 若い世代の仕事と子育ての両立を支える社会づくり…………… 66
- 5 こどもが安全に育つ安心なまちづくり…………… 71
- 6 困難な状況を抱える家庭を支えるまちづくり…………… 75

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

- 1 教育・保育提供区域の設定…………… 80
- 2 人口の見込み…………… 81
- 3 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期…………… 82
- 4 地域子ども・子育て支援事業…………… 84
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 …… 101

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制の整備…………… 102

参考資料

- 1 美浜町子ども・子育て会議条例…………… 103
- 2 美浜町子ども・子育て会議 委員名簿…………… 105
- 3 計画策定経過…………… 106

1

計画策定の背景と趣旨

- 美浜町では、令和2年3月に「第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組んできました。この計画では、第1期計画の方向性を継続しつつ、地域における子育て環境のより一層の充実を図ることをめざし、施策を進めてきました。
- 国は、こども基本法に基づき、令和5年12月に『こども大綱』を決定しました。こども大綱では、全てのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現をめざすこととしています。
- 今回策定する「美浜町こども計画」では、国の方向性を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に必要な取り組みを進めていきます。こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めていく計画として策定します。

今日のこどもに関する施策は、こども基本法に基づく『こども大綱』を踏まえ、“こどもまんなか社会”の実現をめざす方向で位置付けられています。

「こどもまんなか社会」（すべてのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会）をめざす『こども大綱』には、こども・若者の権利を保障して最善の利益を図ること、こどもや若者等の意見を聴くこと、こどもや若者等のライフステージに応じて切れ目なく支援すること、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の視点に立つ結婚や子育てに関する希望の形成と実現などが記載されています。

また、『こども大綱』では、ライフステージ別の重要事項として、以下のよう
な取り組みが必要と考えています。

ライフステージ	主な取組
こどもの誕生前から幼児期まで	● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保育・医療の確保 ● こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
学童期・思春期	● こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ● 居場所づくり ● 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ● いじめ防止 ● 不登校のこどもへの支援 ● 校則の見直し ● 体罰や不適切な指導の防止 ● 高校中退の予防、高校中退後の支援
青年期	● 高等教育の就学支援、高等教育の充実 ● 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ● 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

第1章 計画の策定にあたって

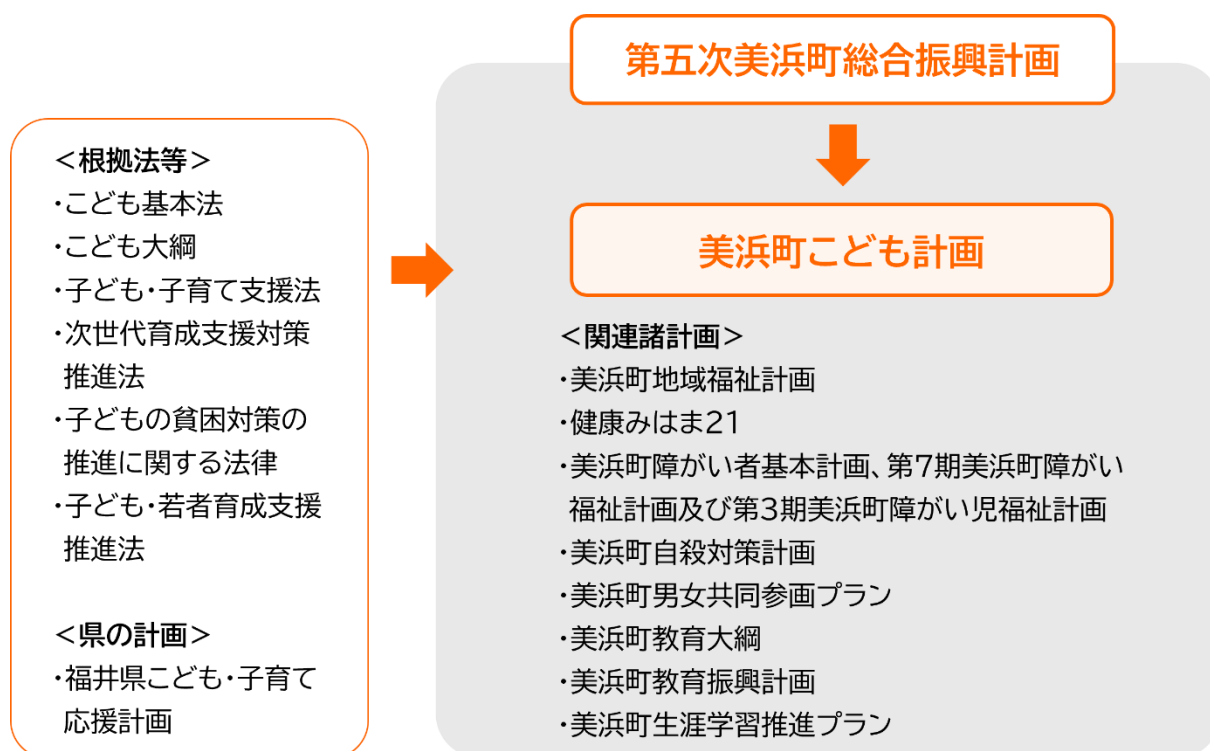
3

計画の位置づけ

- 本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として策定するものです。こども大綱及び福井県計画を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。
- また、本計画は、「子ども・子育て支援法」(第61条)に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、子ども・子育て支援に関する各事業の実施目標等を掲げています。
- さらに、本計画は「次世代育成支援対策推進法」(第8条第1項)に定める「市町村行動計画」としての位置付けを担う計画として策定しています。
- 策定にあたっては、上位計画である「第五次美浜町総合振興計画」をはじめ、地域福祉計画やその他の関連計画との整合性を図っています。

こども関連施策の概要

	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法	こども基本法
市町村計画についての規定	市町村行動計画(第八条) 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。	市町村子ども・子育て支援事業計画(第六十一条) 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。	市町村こども計画(第十条2) 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
その他	一般事業主行動計画(常用雇用100人超の事業主)の策定。 特定事業主行動計画(国及び地方公共団体)の策定。 子育てサポート企業の認定(くろみん認定)。	記載事項(基本的記載事項、任意記載事項)が規定されている。 (第六十一条2、3)	こども施策に関する大綱(第九条)について定められ、市町村こども計画はこれを勘案して策定する。 - こども施策に係るこども等の意見を反映することが規定されている。(第十一条)
	第2期計画における一体的策定パターン		
	第3期計画における一体的策定パターン		



第1章 計画の策定にあたって

4 計画の実施期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
					美浜町こども計画				

5

計画の策定体制とプロセス

(1) 美浜町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、保護者代表、学識経験者及び子育て支援事業に従事する者等で構成する「美浜町子ども・子育て会議」を設置して内容を協議しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、以下の通りアンケート調査を実施しました。

①子育て支援に関するアンケート調査

調査対象：【未就学】美浜町在住の未就学児童（0～5歳）の保護者

【小学生】美浜町在住の小学生（6～12歳）の保護者

配布数：【未就学】297人

【小学生】223人

回収数：【未就学】158人（53.2%）

【小学生】110人（49.3%）

調査期間：令和6年3月6日～令和6年3月25日

調査方法：郵送による配布・回収（Webによる回収も含む）

②こどもの生活・意識に関する調査

調査対象：美浜町在住の中学生

回収数：176人／187人（94.1%）

調査期間：令和6年7月16日～令和6年7月31日

調査方法：Webによる調査

(3) こども・若者の意見の聴取

①児童クラブ利用者へのインタビュー調査

児童クラブを利用しているこども本人を対象にインタビュー調査を実施

②困難な状況を抱える児童へのインタビュー調査

美浜町教育支援センターなないろを利用している児童に対して、職員によるインタビュー調査を実施

(4) 子育て当事者の意見の聴取

①インタビュー調査

子育て中の母親に対してインタビュー調査を実施

②子育てカフェ（妊婦インタビュー調査）

子育てカフェを実施し、妊婦に対してインタビュー調査を実施

③子育てカフェ（発達に気がかりさをもつこどもの保護者）

子育てカフェを実施し、発達に気がかりさをもつこどもの保護者に対してインタビュー調査を実施

④地域“あいあい”ほっとミーティング

子育て世代と町長との意見交換を実施

(5) 子育て支援関係者によるワーキング会議

①保育士ワーキング

保育士ワーキングにおいて、関係者の意見交換を実施

②民生委員・児童委員ワーキング

民生委員・児童委員協議会定例会において、こども計画の策定についての意見交換を実施

③町職員ワーキング

本町の関係各課の職員により、こども計画の内容について協議するワーキング会議を実施

1

第2章 美浜町のこどもをとりまく現状

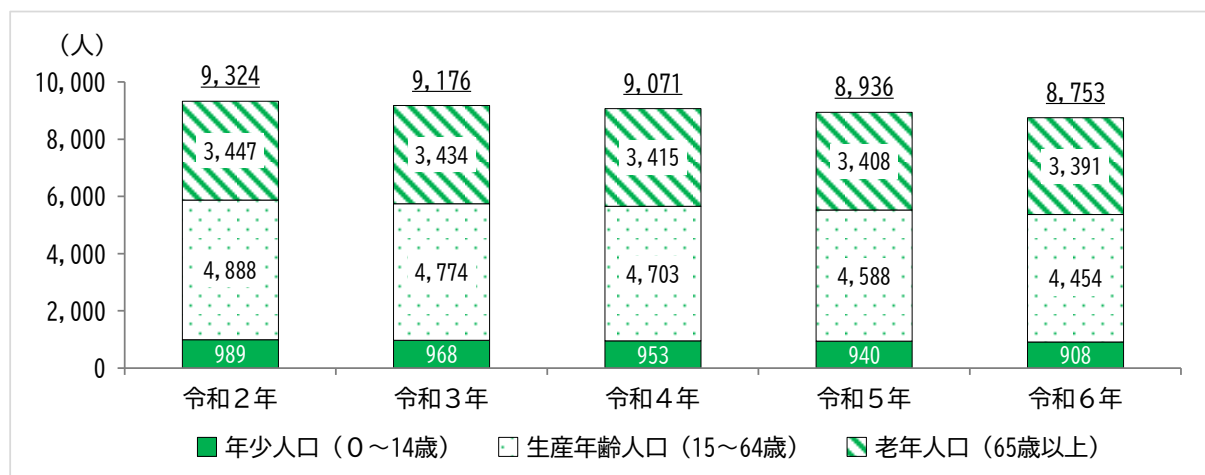
美浜町の現状

(1) 人口の状況

1-1 年齢3区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で8,753人となっています。年齢3区分別人口はいずれの区分も減少しており、令和6年を令和2年と比較すると、年少人口（0～14歳）は81人、生産年齢人口（15～64歳）は434人、老年人口（65歳以上）は56人、それぞれ減少しています。

図表 年齢3区分別人口の推移

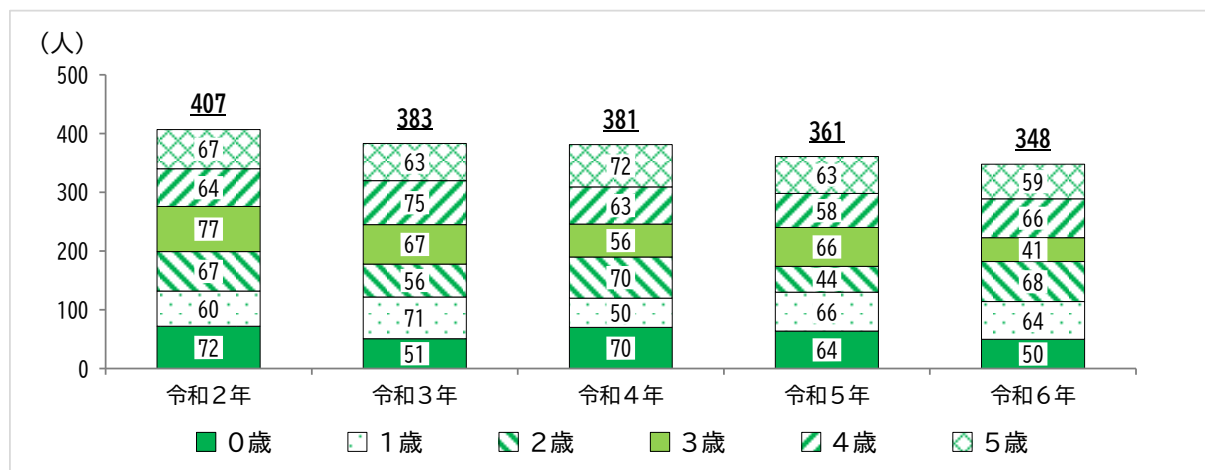


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

1-2 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳までのこども人口は年々減少しており、令和6年で348人となっています。

図表 就学前児童数（0～5歳）の推移

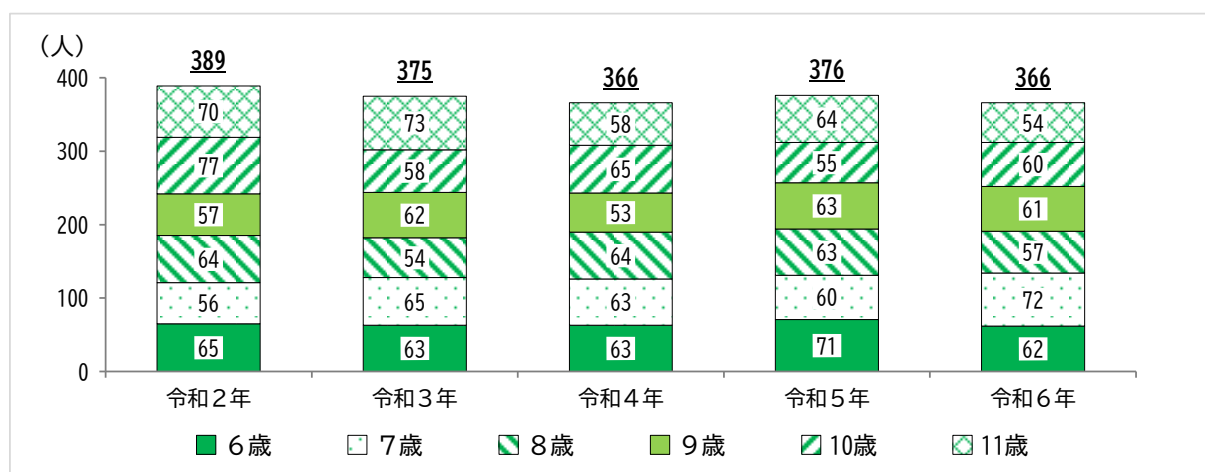


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

1-3 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳までのこども人口は増減を繰り返しており、令和6年で366人となっています。

図表 就学児童数（6～11歳）の推移



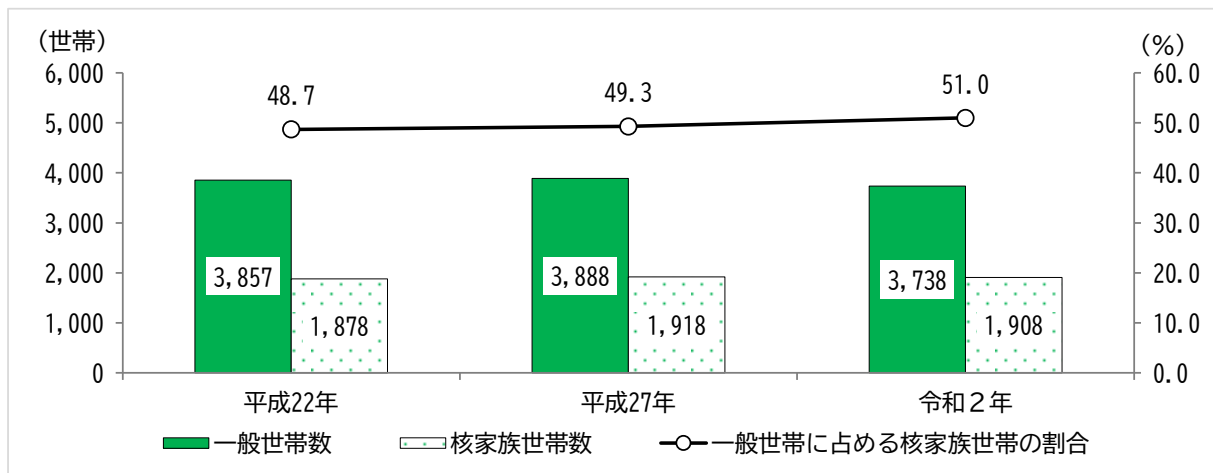
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

2-1 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の一般世帯数は 3,800 世帯前後、核家族世帯数は 1,900 世帯前後で推移しており、一般世帯に占める核家族世帯の割合は緩やかな増加傾向にあります。

図表 一般世帯・核家族世帯の状況

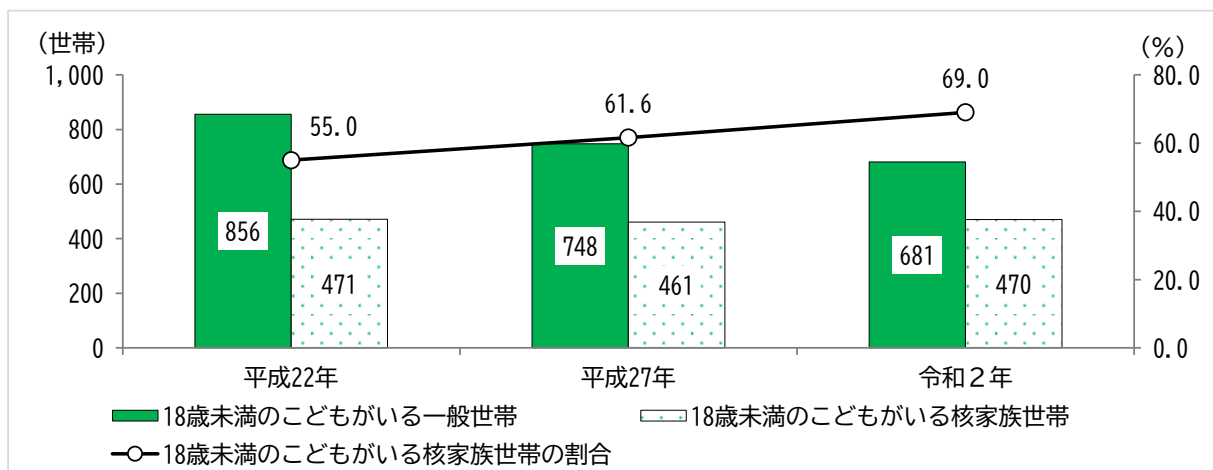


資料：国勢調査

2-2 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

本町の 18 歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和 2 年で 681 世帯となっています。18 歳未満のこどもがいる核家族世帯数は増減を繰り返していますが、一般世帯に占める割合は増加傾向にあります。

図表 18 歳未満のこどもがいる世帯の状況

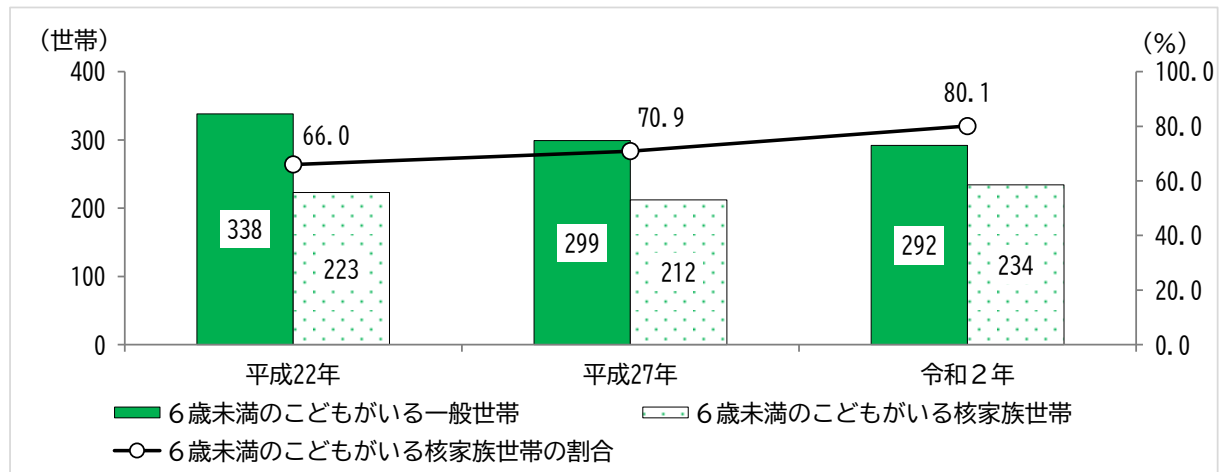


資料：国勢調査

2-3 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

本町の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で292世帯となっています。6歳未満のこどもがいる核家族世帯数は増減を繰り返していますが、一般世帯に占める割合は増加傾向にあります。

図表 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

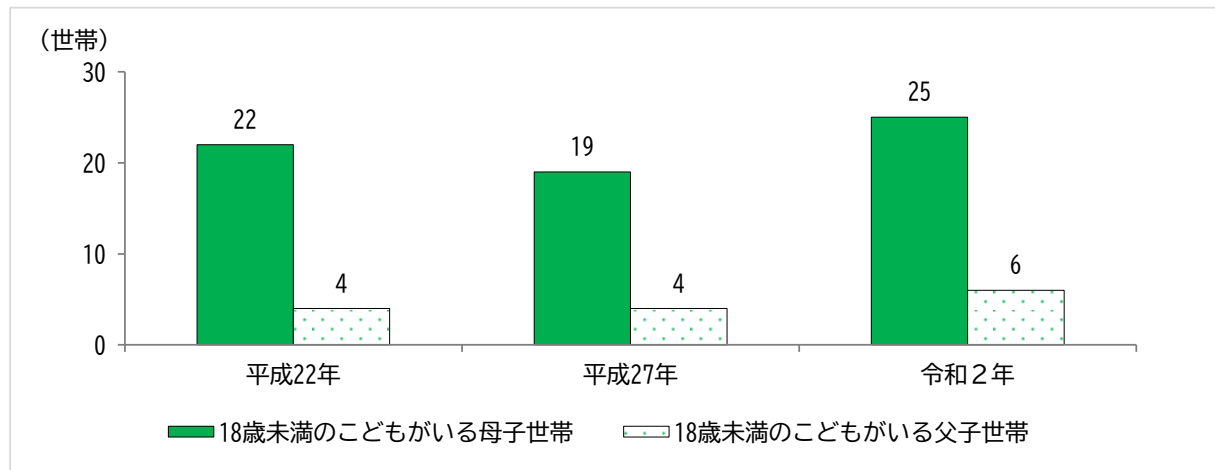


資料：国勢調査

2-4 ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満のこどもがいる母子世帯数は増減を繰り返しており、令和2年で25世帯となっています。18歳未満のこどもがいる父子世帯数は令和2年で6世帯となっています。

図表 18歳未満のこどもがいるひとり親世帯の推移



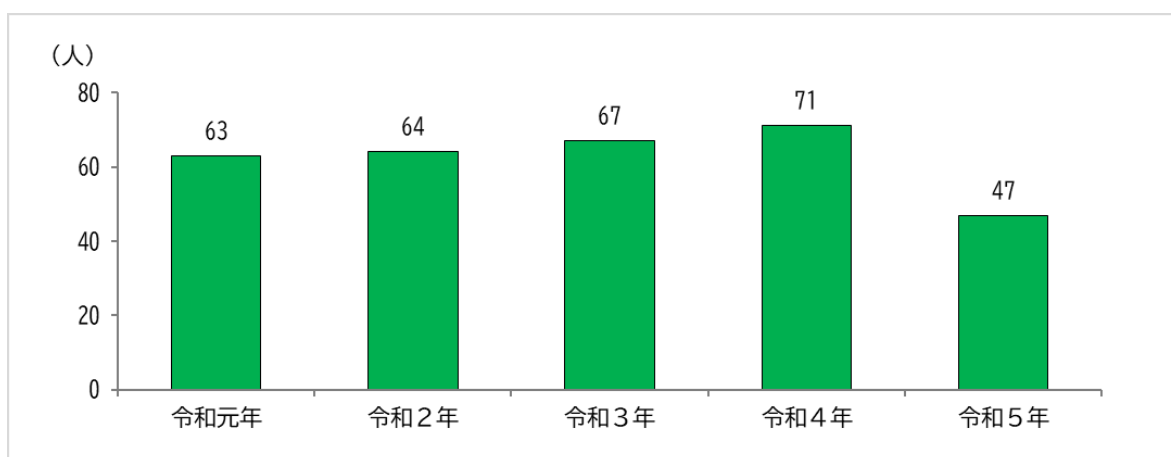
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

3-1 出生数の推移

本町の出生数は緩やかな増加傾向にありましたが、令和5年では47人と減少しています。

図表 出生数の推移

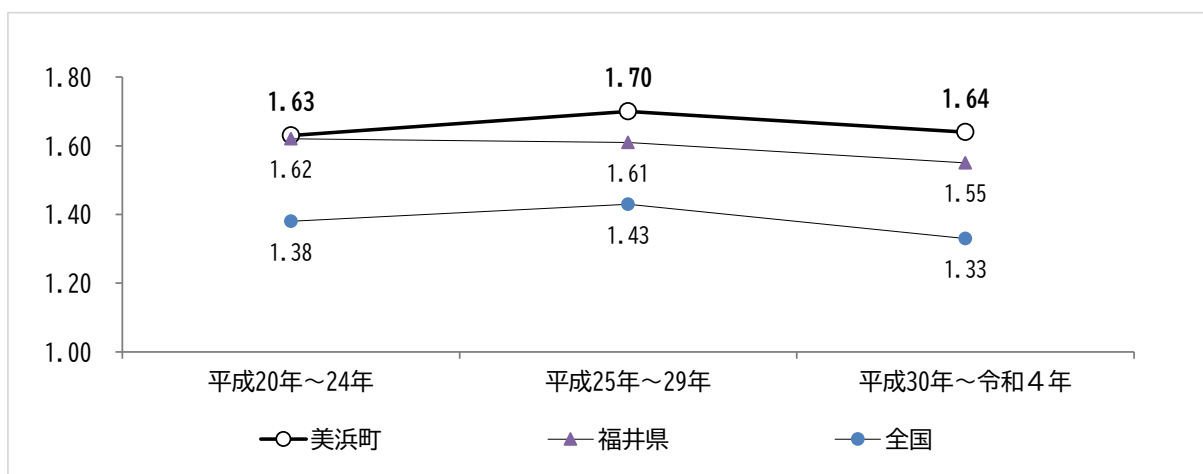


資料：住民基本台帳（各年1月1日）

3-2 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率（1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数。15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計して求める。）は増減を繰り返しており、平成30年～令和4年で1.64となっています。近年は全国・県より高い値で推移しています。

図表 合計特殊出生率の推移

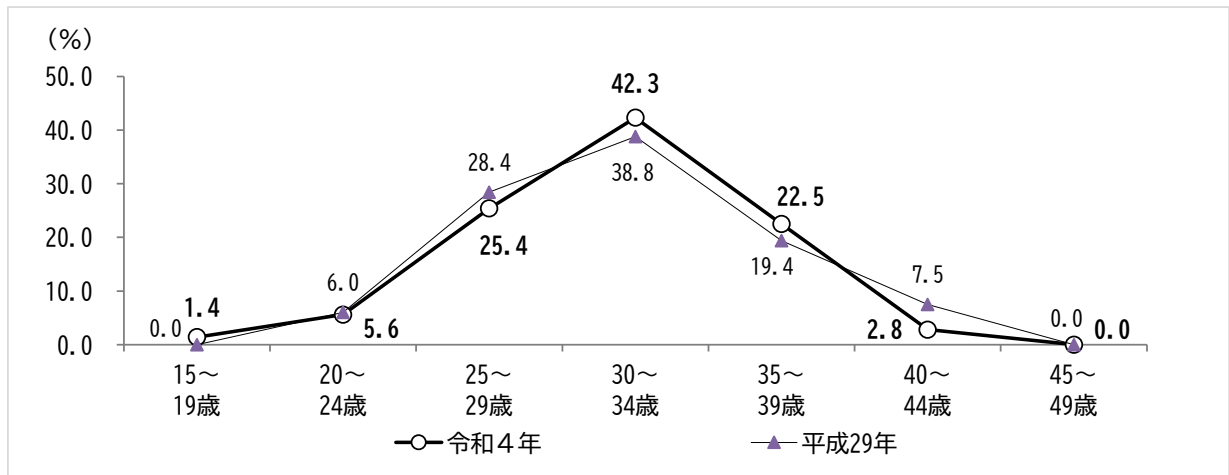


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

3-3 母親の年齢別出生率の推移

本町の母親の年齢別（5歳階級）出生率について、平成29年から令和4年への推移をみると、20歳代の割合が減少し、30歳代の割合が増加しています。

図表 母親の年齢別出生率の推移



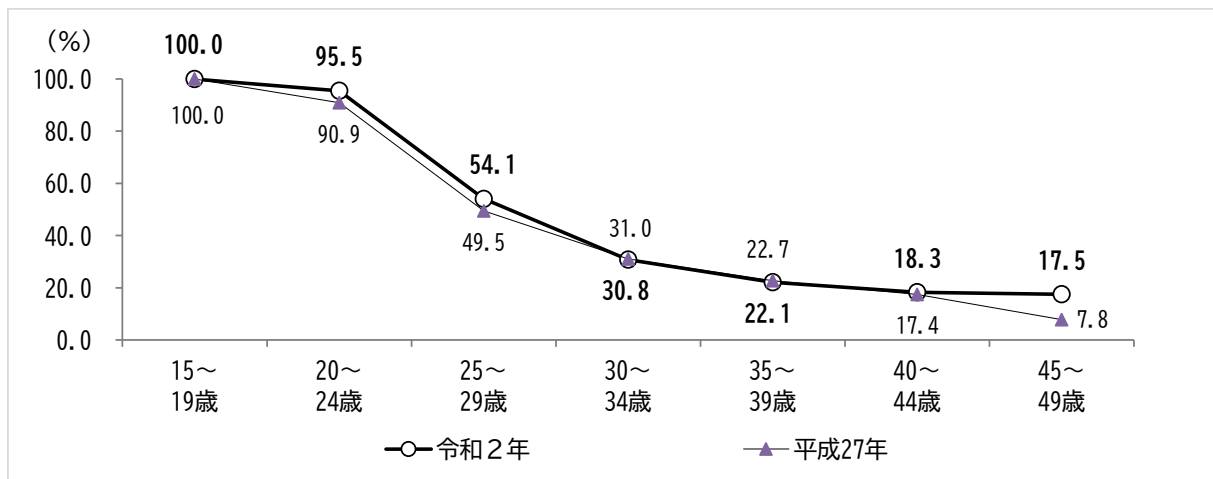
資料：衛生統計年報

(4) 未婚・既婚の状況

4-1 女性の年齢別未婚率の推移

本町の女性の年齢別未婚率について、平成27年から令和2年への推移をみると、20歳代及び40歳代の未婚率が増加しています。

図表 女性の年齢別未婚率の推移



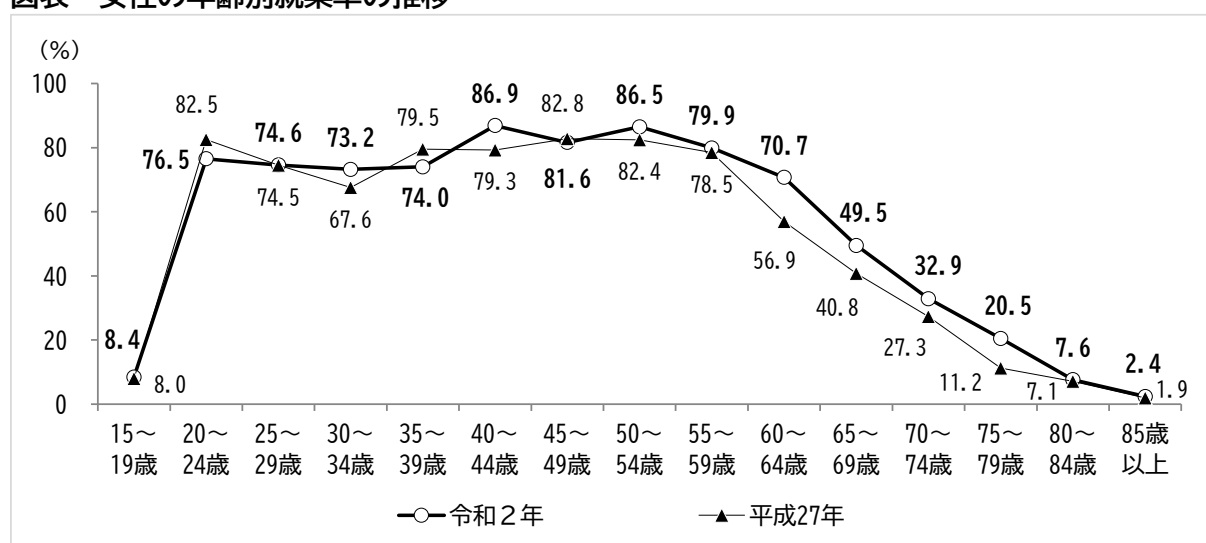
資料：国勢調査

(5) 就業の状況

5-1 女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み再び増加する「M字カーブ」を描いてきましたが、近年は出産・育児期の上昇率が増加し、M字カーブが緩やかになる傾向にあります。本町の女性の年齢別就業率も、30～34歳の就業率が平成27年から令和2年で増加し、M字がほぼ解消されている状況となっています。また、40～44歳の就業率も大きく増加しています。

図表 女性の年齢別就業率の推移

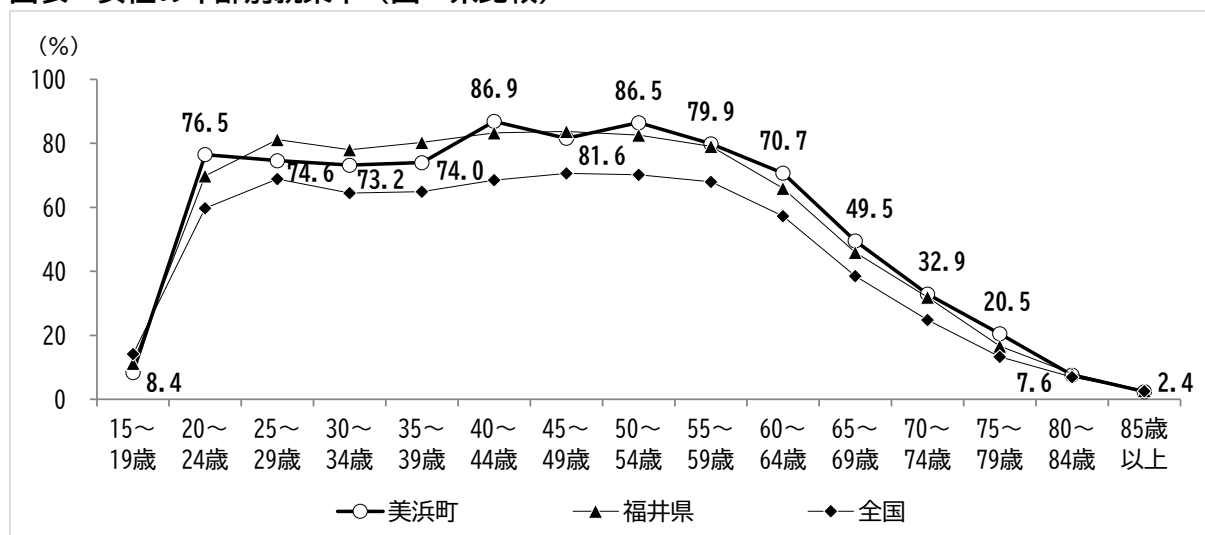


資料：国勢調査

5-2 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本町の令和2年の女性の年齢別就業率を全国・県と比較すると、15～19歳及び85歳以上を除く全年代で全国より高いものの、25～39歳及び45～49歳では県より低くなっています。

図表 女性の年齢別就業率（国・県比較）

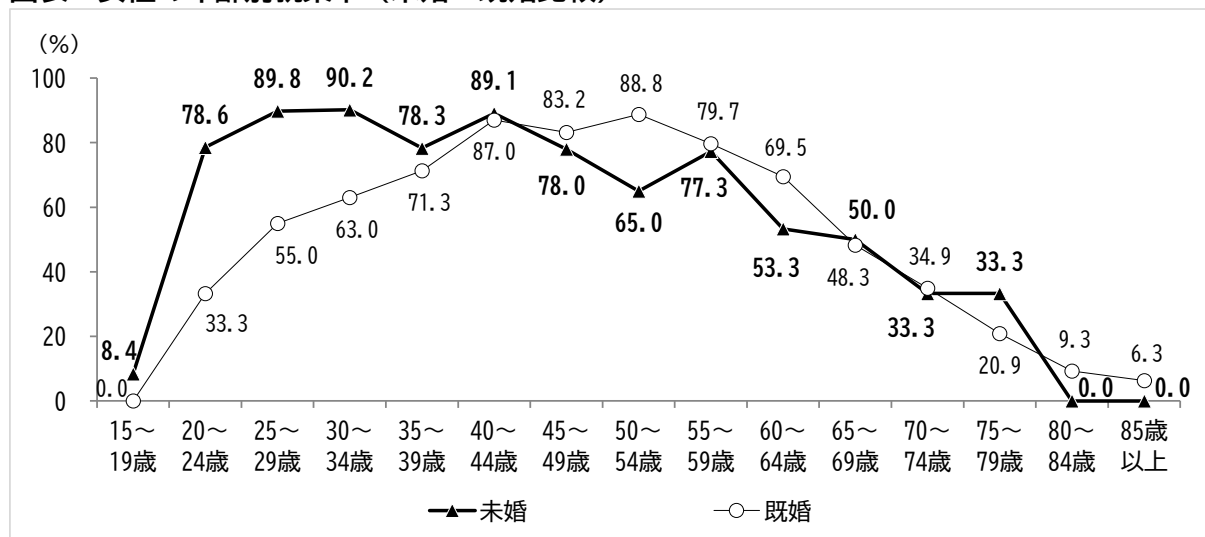


資料：国勢調査（令和2年）

5-3 女性の年齢別就業率（未婚・既婚比較）

本町の令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

図表 女性の年齢別就業率（未婚・既婚比較）



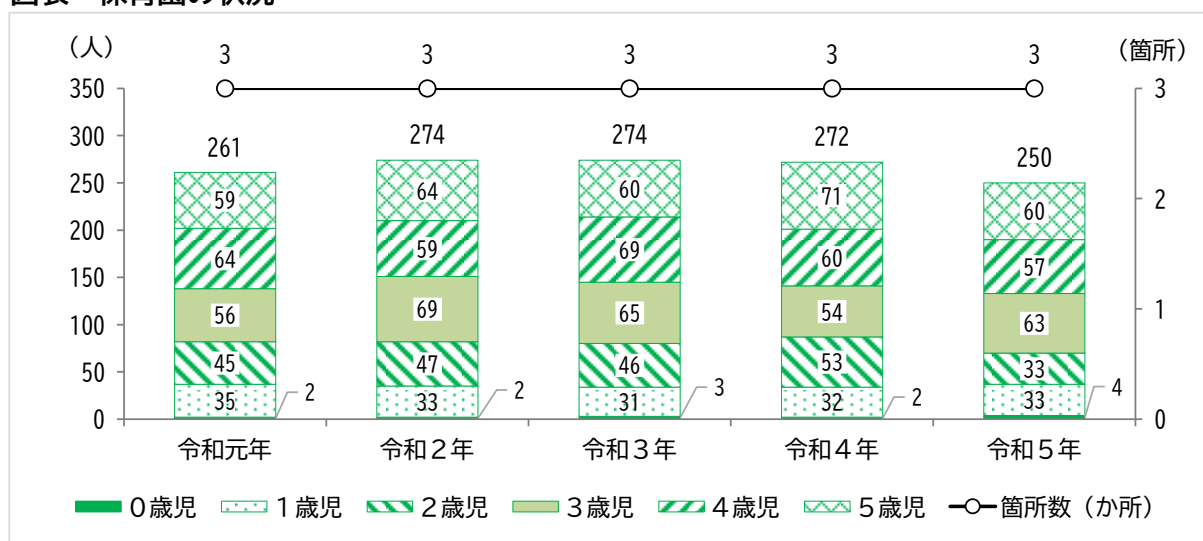
資料：国勢調査（令和2年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

6-1 保育園の状況

本町の保育園（認可保育所）は、公立保育園が3か所あります。利用児童数は令和3年以降やや減少傾向にあり、令和5年の利用児童数は250人となっています。

図表 保育園の状況



資料：こども未来課（各年4月1日現在）

2

第2章 美浜町のこどもをとりまく現状 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 調査概要

子育て支援に関する実態や教育・保育に関するニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査対象及び調査方法

	子育て支援に関するアンケート調査
調査対象	町内在住の未就学児童（0～6歳）の保護者 町内在住の小学生（小学1年生～6年生）の保護者
調査票配布数	未就学：297人 小学生：223人
調査期間	令和6年3月6日～25日
調査方法	郵送配布、郵送回収・Web回収
有効回収数 (有効回収率)	未就学：158件（53.2%） 小学生：110件（49.3%）

■調査結果の見方

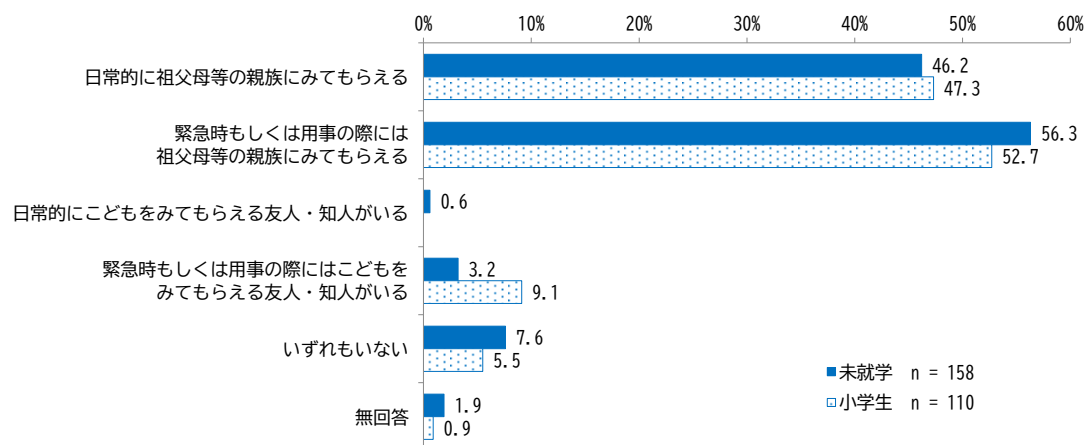
- ・グラフ・表中の「n」はアンケートの有効回答数を示しています。
- ・比率はすべて百分率（%）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100.0%にならない場合もあります。また、複数回答の場合、回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ・本文中で、「未就学」は未就学児童の保護者、「小学生」は小学生の保護者を指しています。

(2) 調査結果（未就学児童・小学生保護者アンケート）

2-1 こどもと家族の状況について

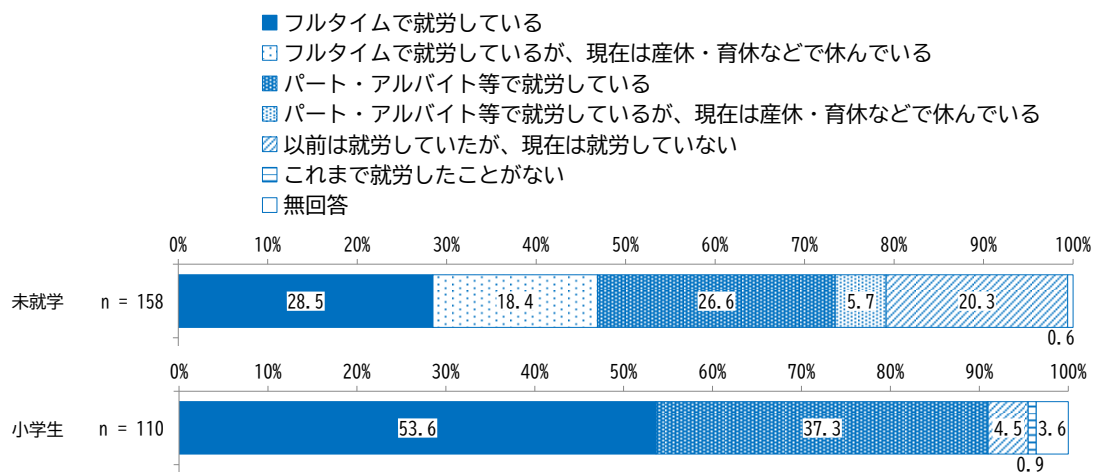
①日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

未就学・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が5割以上で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が高くなっています。また、「いずれもない」は未就学で7.6%、小学生で5.5%となっています。



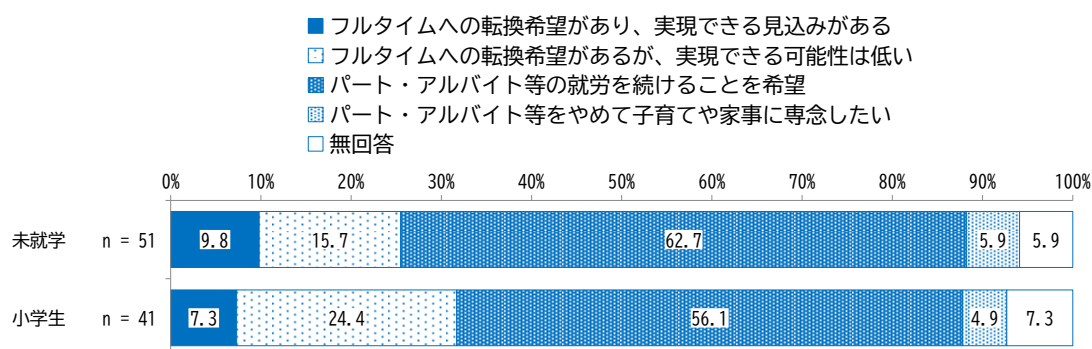
②母親の就労状況

『フルタイム』は未就学で46.9%、小学生で53.6%、『パート等』は未就学で32.3%、小学生で37.3%となっています。



③母親の就労意向

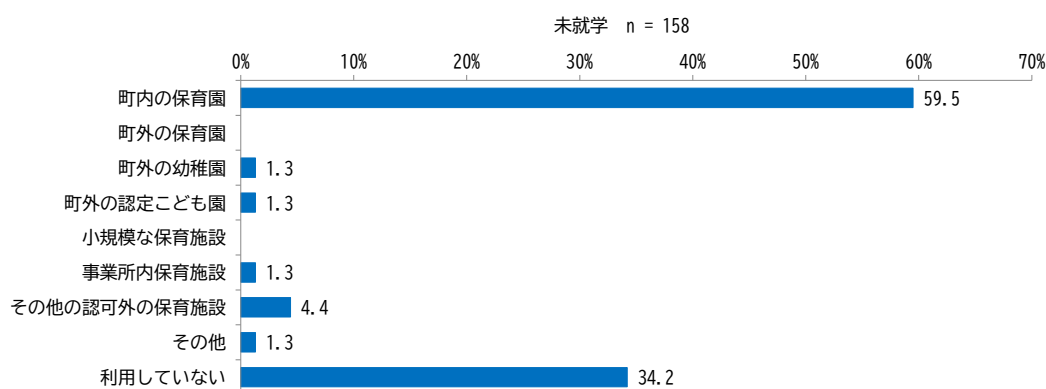
未就学・小学生ともに、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」が5割以上で最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる可能性は低い」が高くなっています。



2-2 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

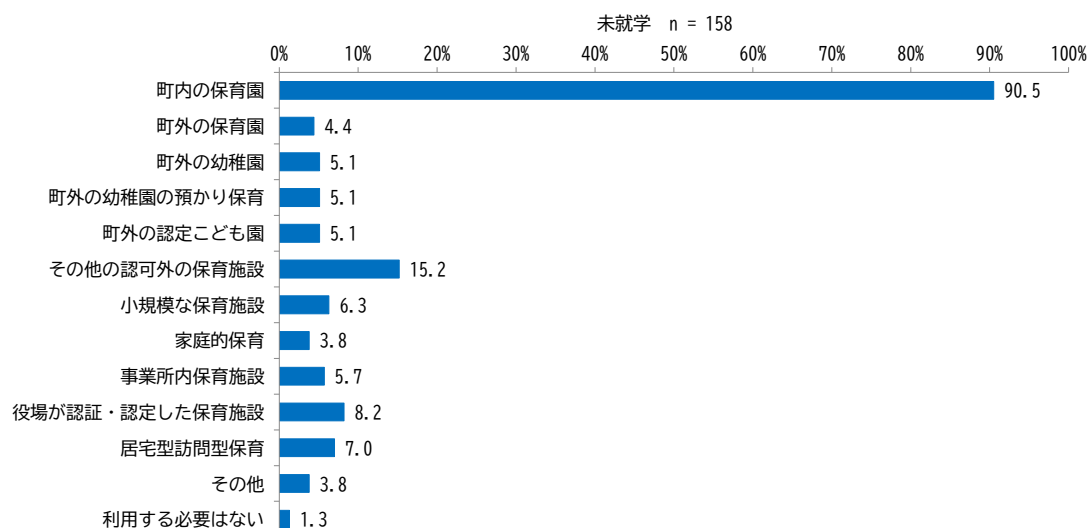
①平日の定期的に利用している教育・保育事業

利用している事業（施設）では、「町内の保育園」が59.5%で最も高く、次いで「その他の認可外の保育施設」が4.4%となっています。



②平日、定期的に利用したい教育・保育事業

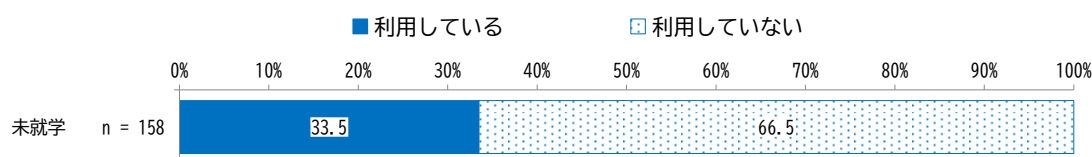
「町内の保育園」(90.5%)が約9割を占めて最も高く、次いで「その他の認可外の保育施設」(15.2%)が高くなっています。



2-3 美浜町子ども・子育てサポートセンターの利用状況について

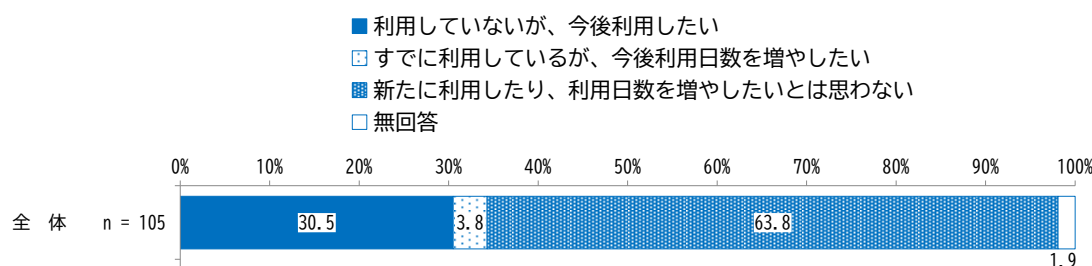
①美浜町子ども・子育てサポートセンターの利用状況

「利用している」が 33.5%、「利用していない」が 66.5%となっています。



②美浜町子ども・子育てサポートセンターの利用希望

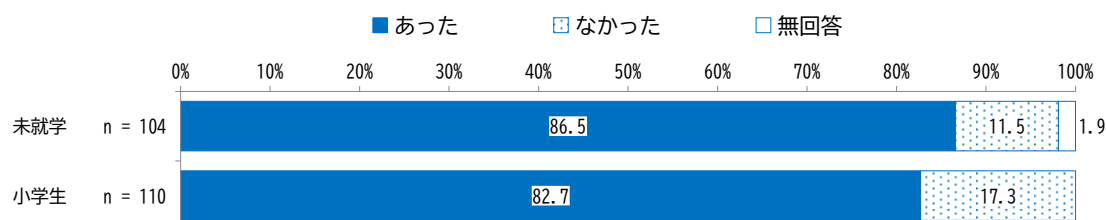
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が63.8%、「利用していないが、今後利用したい」が30.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が3.8%となっています。



2-4 病気等の際の対応について

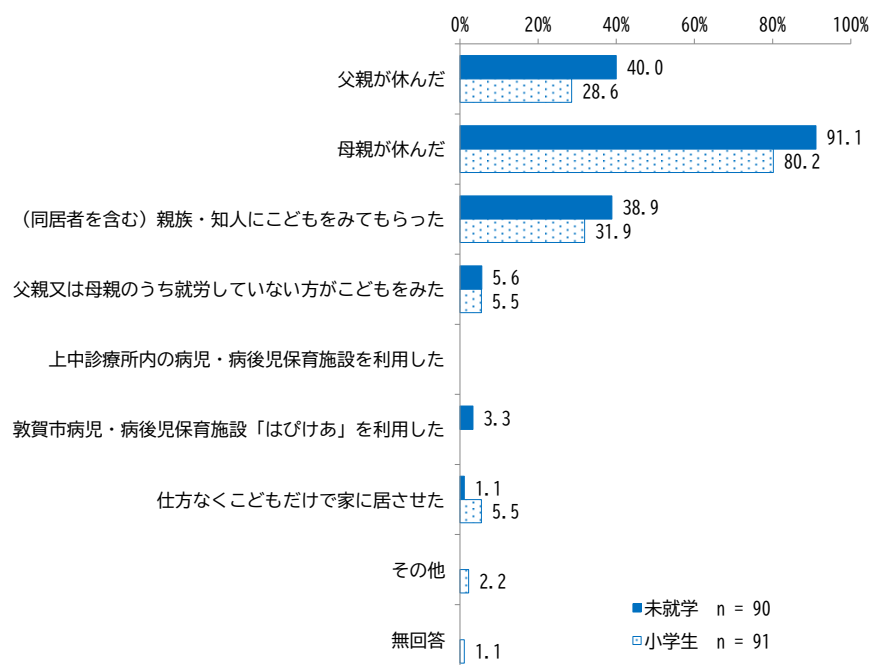
①こどもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」は未就学で 86.5%、小学生で 82.7%となっています。



②こどもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

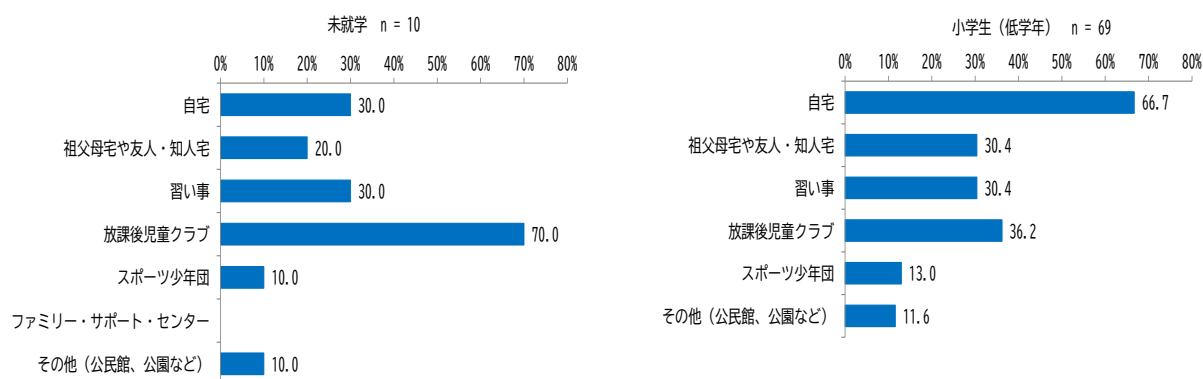
未就学・小学生ともに「母親が休んだ」が最も高く、次いで未就学は「父親が休んだ」、小学生は「(同居者を含む) 親族・知人にこどもをみてもらった」がそれぞれ高くなっています。



2-5 小学校就学後の過ごさせ方について

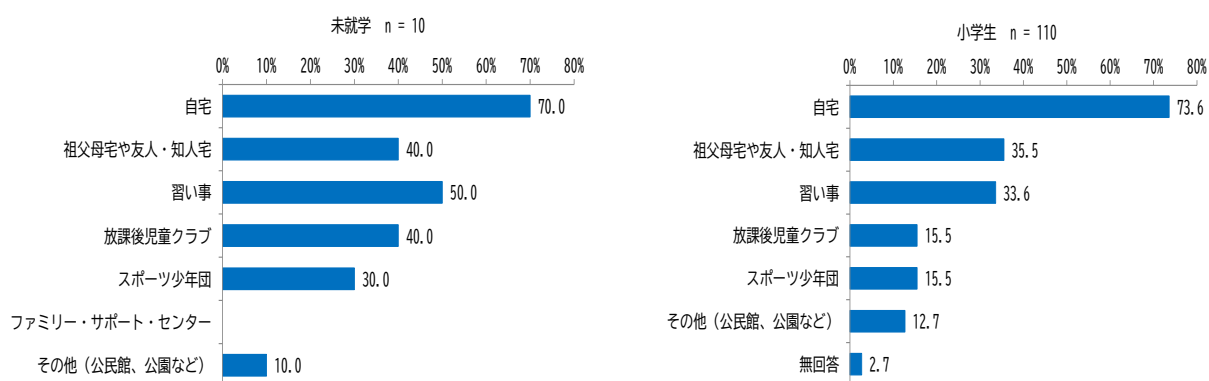
①小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所

こどもが小学校低学年になった場合（小学生では低学年の間）の放課後の過ごし方の希望は、未就学では「放課後児童クラブ（70.0%）、小学生では「自宅」（66.7%）がそれぞれ最も高くなっています。



②小学校高学年の放課後に過ごさせたい場所

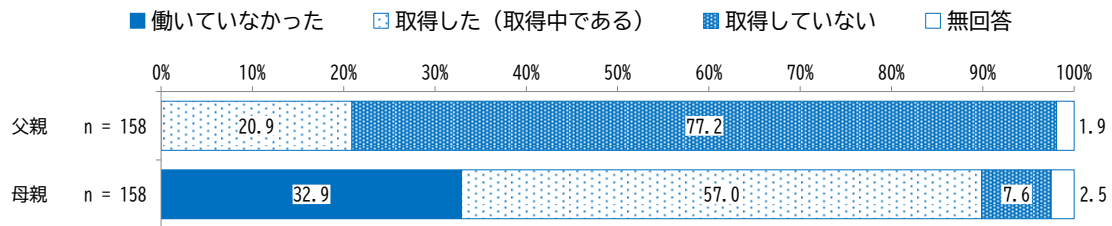
小学校高学年における放課後の過ごし方の希望は、未就学・小学生ともに「自宅」が7割以上で最も高くなっています。



2-6 育児休業制度の利用状況について

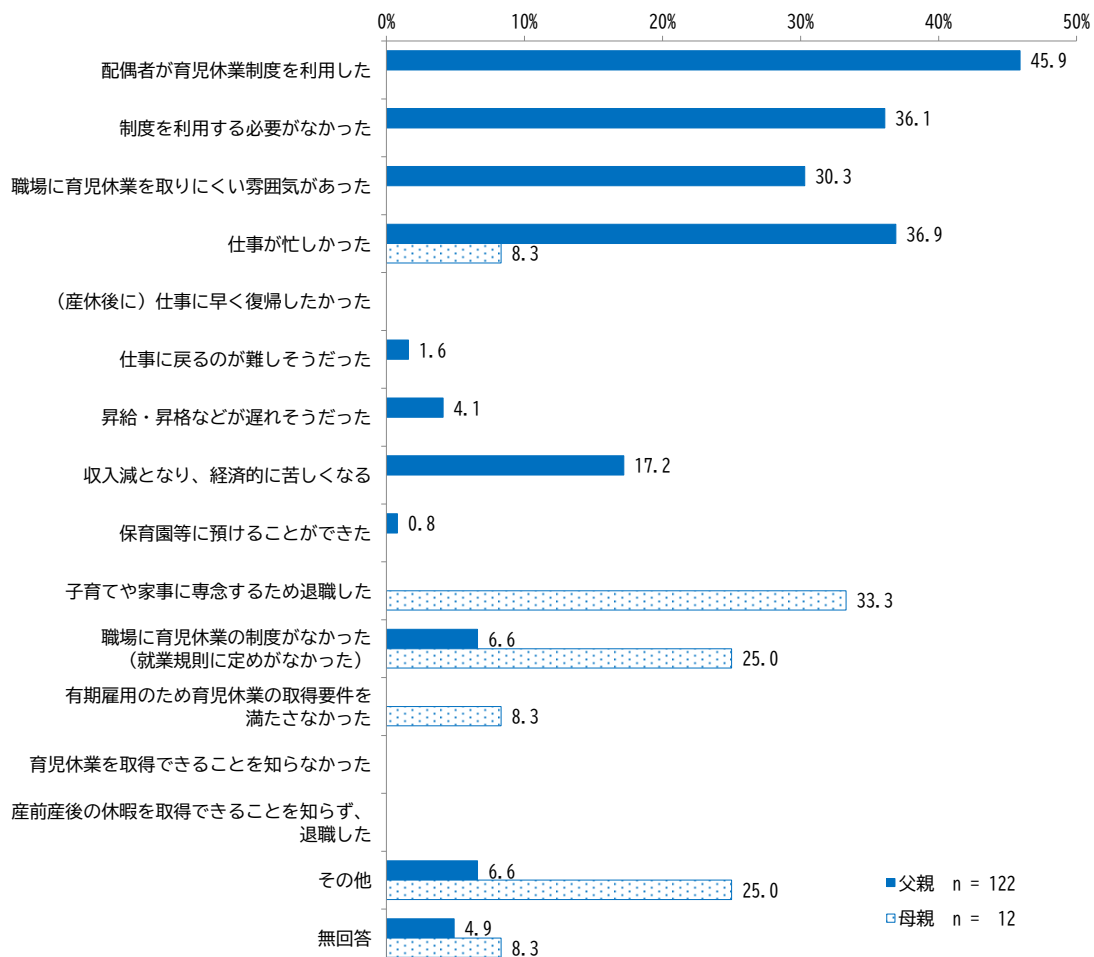
①育児休業の取得状況

育児休業を「取得した（取得中である）」人は、父親で 20.9%、母親で 57.0%となっています。一方、「取得していない」は父親で 77.2%、母親で 7.6%となっています。



②育児休業を取得していない理由

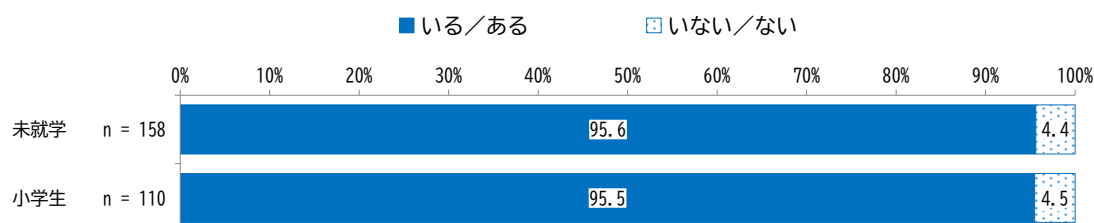
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」（33.3%）が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（25.0%）が高くなっています。



2-7 子育て全般について

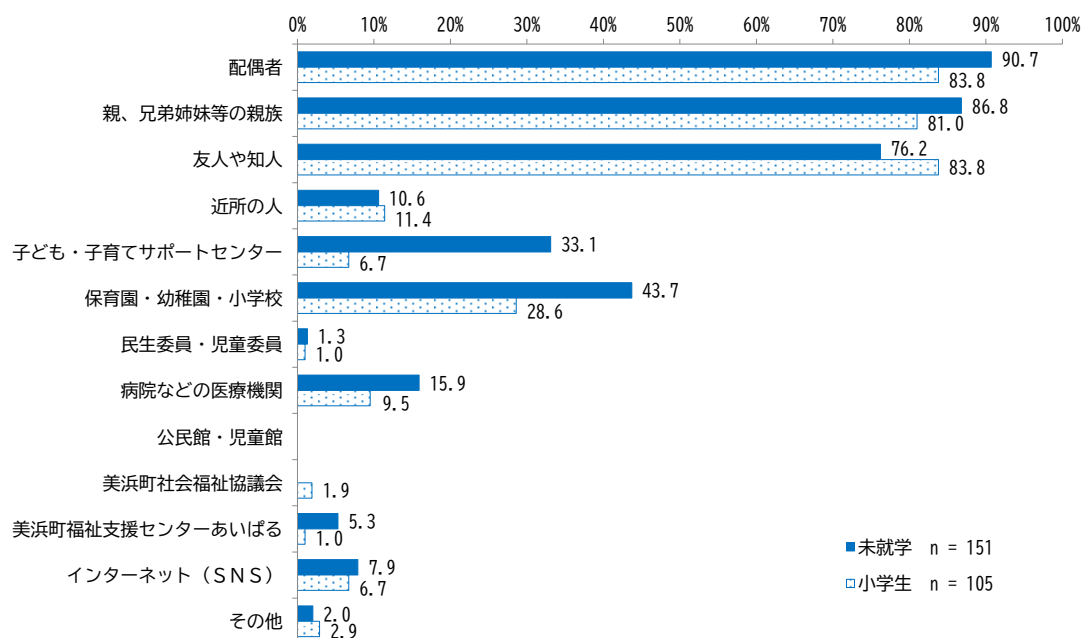
①子育てについて気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」は未就学で 95.6%、小学生で 95.5%となっています。



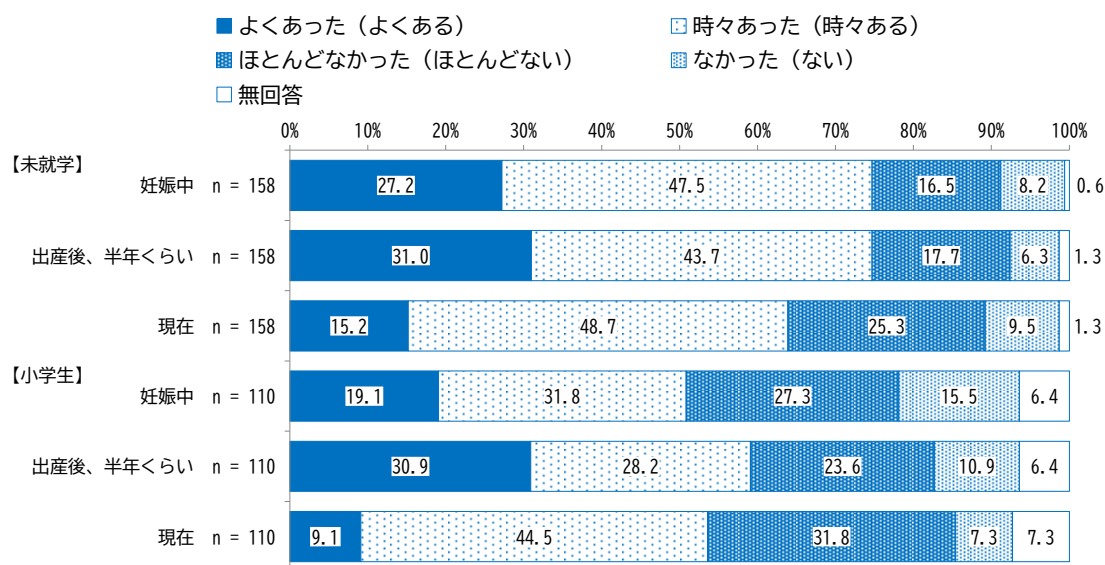
②子育てについて気軽に相談できる相手

未就学では「配偶者」(90.7%)が最も高く、次いで「親、兄弟姉妹等の親族」(86.8%)、「友人や知人」(76.2%)が高くなっています。一方、小学生では「配偶者」「友人や知人」(ともに 83.8%)が最も高く、これらに次いで「親、兄弟姉妹等の親族」(81.0%)が高くなっています。



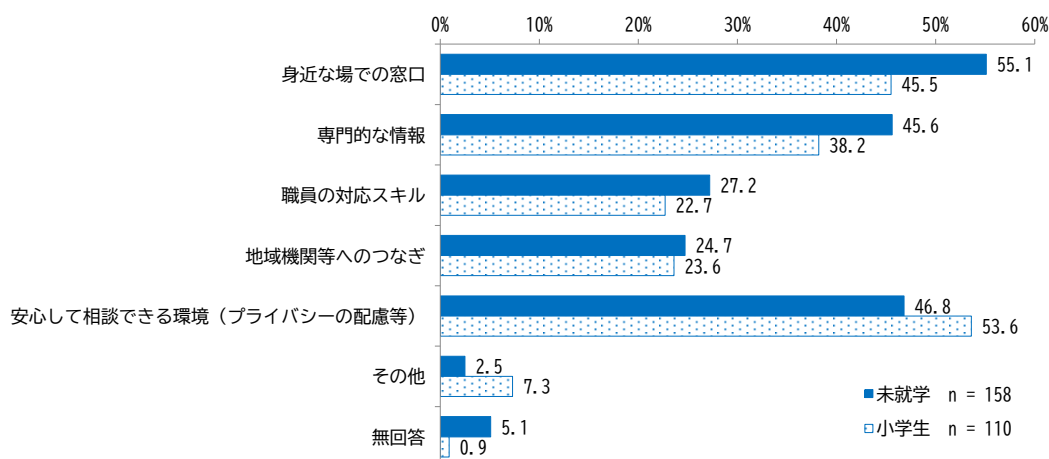
③子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなることの有無

『不安を感じた（感じている）』（「よくあった（よくある）」と「時々あった（時々ある）」の合計）は、未就学では【妊娠中】で 74.7%、【出産後、半年くらい】で 74.7%、【現在】で 63.9%となっています。一方、小学生では【妊娠中】で 50.9%、【出産後、半年くらい】で 59.1%、【現在】で 53.6%となっています。



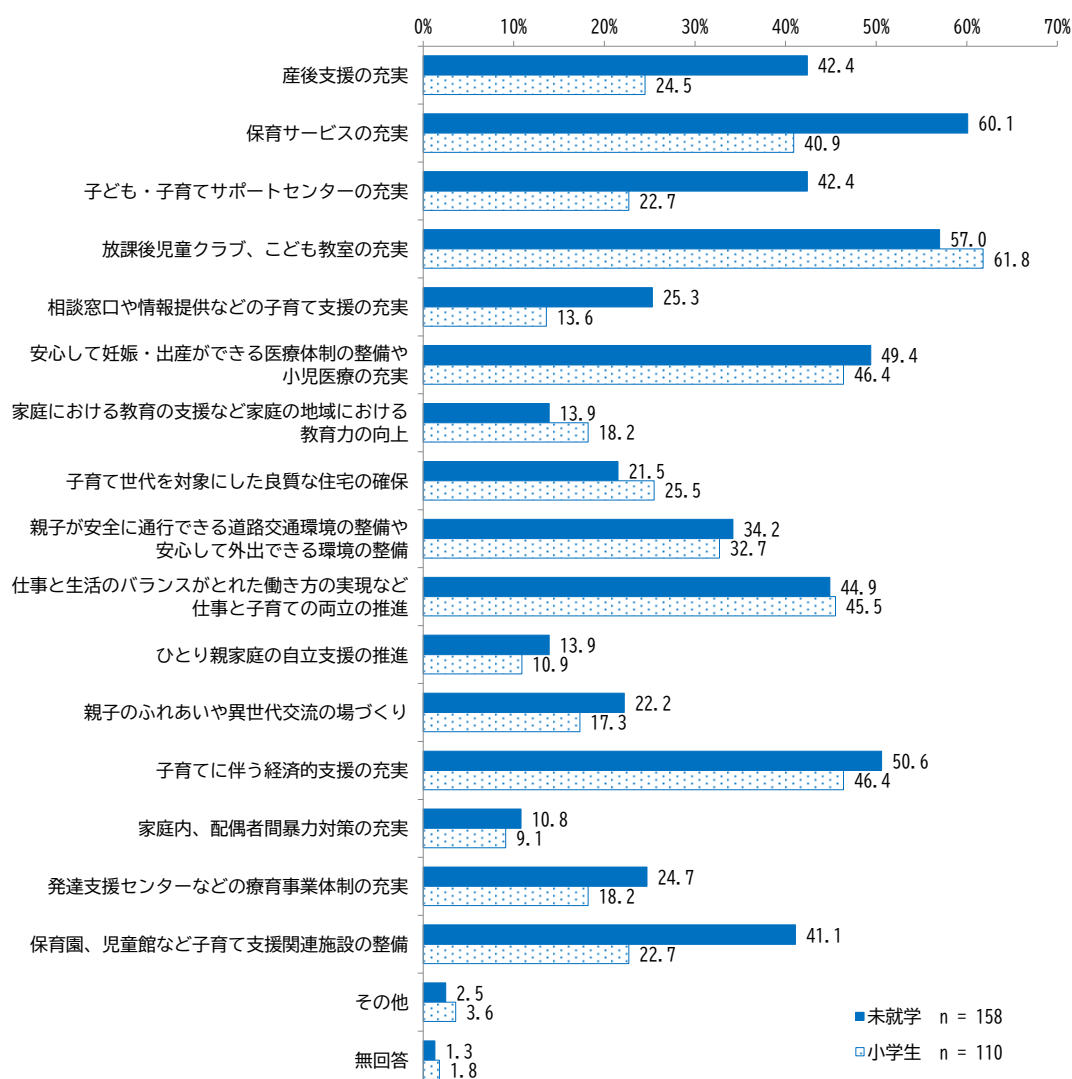
④子育て相談において充実してほしいこと

未就学では、「身近な場での窓口」（55.1%）が最も高く、次いで「安心して相談できる環境（プライバシーの配慮等）」（46.8%）、「専門的な情報」（45.6%）が高くなっています。一方、小学生では、「安心して相談できる環境（プライバシーの配慮等）」（53.6%）が最も高く、次いで「身近な場での窓口」（45.5%）、「専門的な情報」（38.2%）が高くなっています。



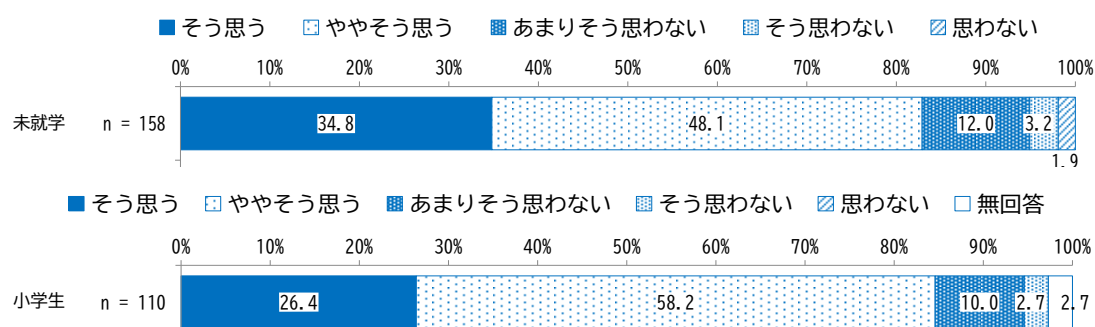
⑤町の子育て支援施策に期待すること・重要だと思うこと

未就学では、「保育サービスの充実」(60.1%)が最も高く、次いで「放課後児童クラブ、こども教室の充実」(57.0%)、「子育てに伴う経済的支援の充実」(50.6%)が高くなっています。一方、小学生では、「放課後児童クラブ、こども教室の充実」(61.8%)が最も高く、次いで「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や小児医療の充実」「子育てに伴う経済的支援の充実」(ともに46.4%)が高くなっています。



⑥子育てのしやすさに対する町の評価

未就学・小学生ともに「ややそう思う」が最も高く、「そう思う」と合わせた『子育てしやすいまちだと思う』は未就学で 82.9%、小学生で 84.6%となっています。



3

第2章 美浜町のこどもをとりまく現状

こども・若者の意見

(1) 中学生アンケート調査

1-1 概要

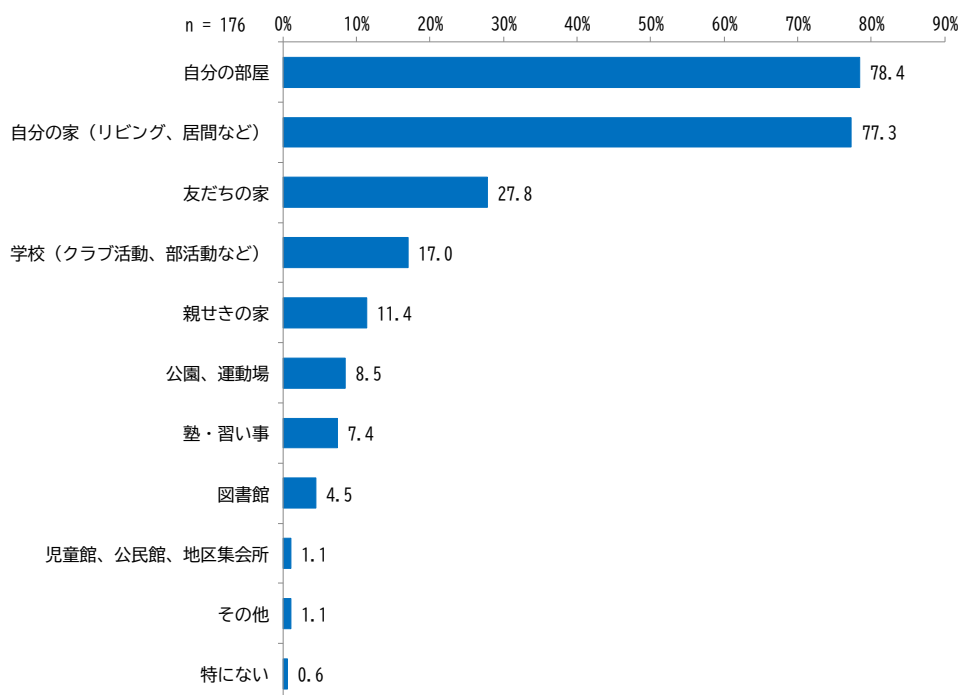
■調査対象及び調査方法

調査対象	町内の中学生
調査票配布数	中学生全員
調査期間	令和6年7月16日～31日
調査方法	Web調査・Web回収
有効回収数 (有効回収率)	176件 (100%)

1-2 ふだんの生活について

①ほっとできる場所、安心していられる場所

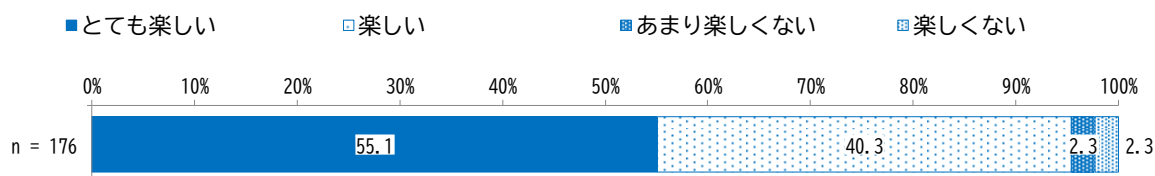
「自分の部屋」(78.4%)が最も高く、次いで「自分の家(リビング、居間など)」(77.3%)、「友だちの家」(27.8%)が高くなっています。



1-3 学校での生活について

①学校での生活は楽しいか

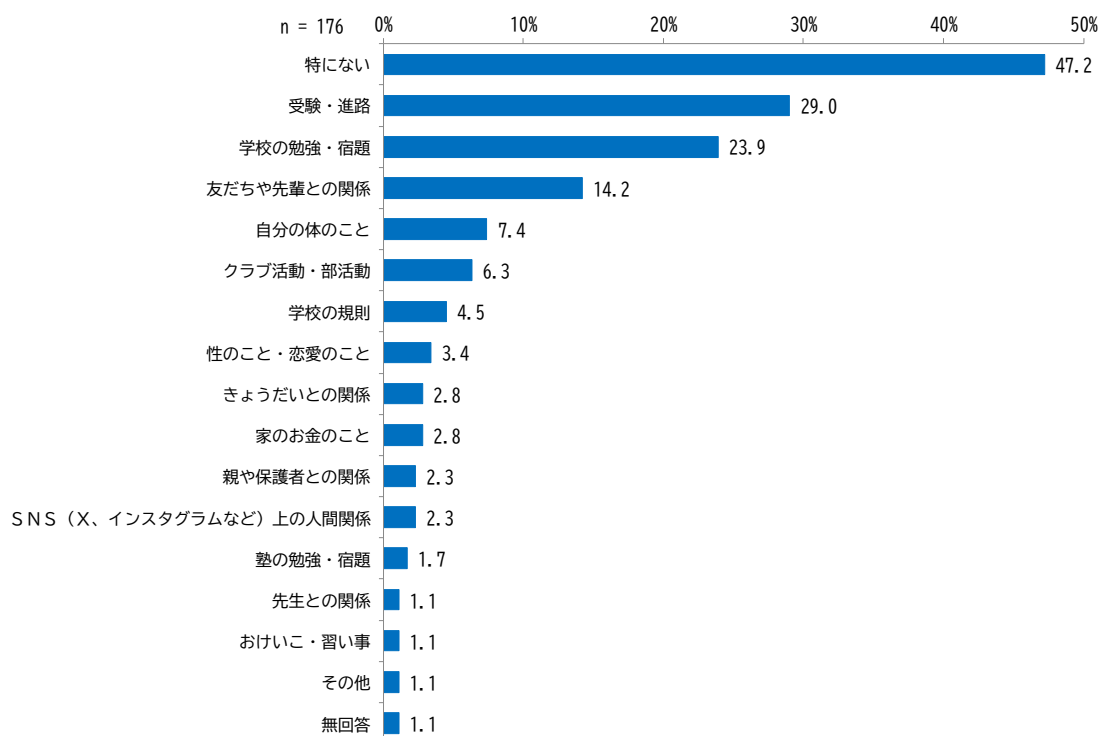
「とても楽しい」(55.1%) が最も高く、「楽しい」を合わせた『楽しい』割合は 95.4%となっています。一方、『楽しくない』(「楽しくない」「あまり楽しくない」の計) 割合は 4.6%となっています。



1-4 悩みごとについて

①いま困っていることや悩んでいること

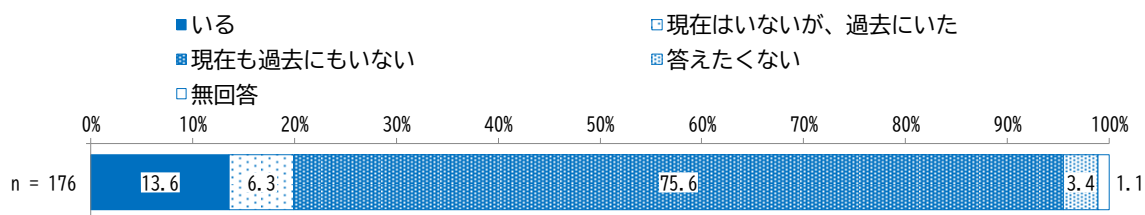
「特にない」(47.2%) が最も高く、次いで「受験・進路」(29.0%)、「学校の勉強・宿題」(23.9%) の順で高くなっています。



1-5 家庭でのお世話の状況について

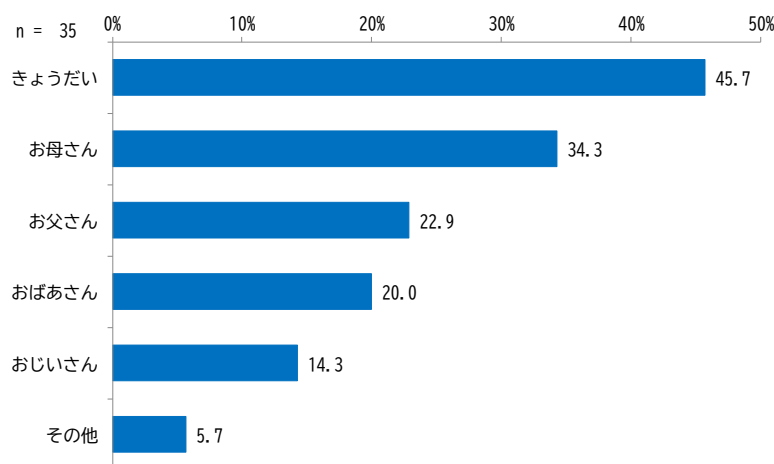
①家族の中で自分がお世話をしている（していた）人の有無

「現在も過去にもいない」（75.6%）が最も高く、『いる（いた）』（「いる」「現在はいないが、過去にいた」の計）割合は19.9%となっています。



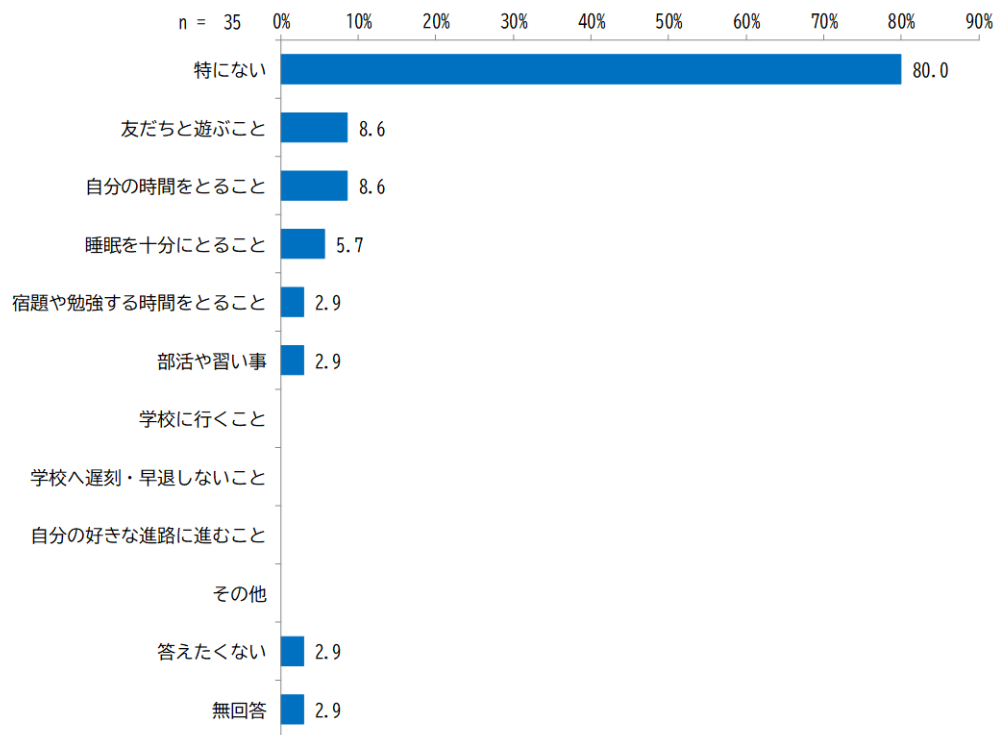
②お世話をしている（していた）相手

「きょうだい」（45.7%）が最も高く、次いで「お母さん」（34.3%）、「お父さん」（22.9%）の順で高くなっています。



③お世話が原因で、できていない（できなかった）こと

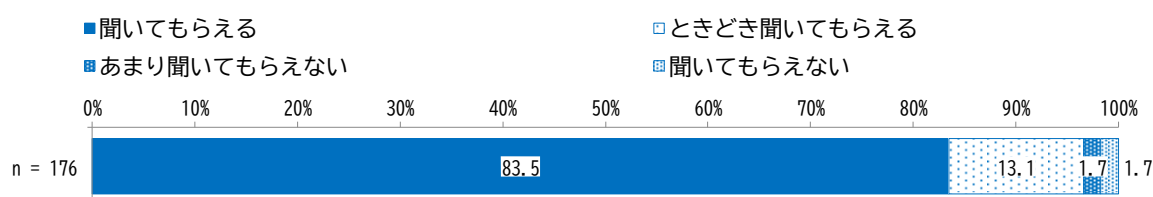
「特にない」（80.0％）が最も高く、次いで「友だちと遊ぶこと」「自分の時間をとること」（ともに 8.6％）、「睡眠を十分にとること」（5.7％）の順で高くなっています。



1-6 おとなの人との関係について

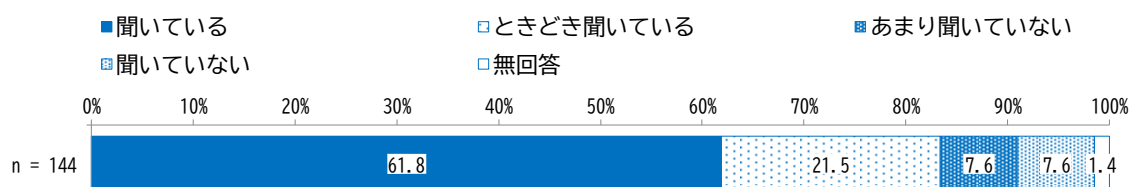
①学校であったことなどについて家族の人に話を聞いてもらえるか

「聞いてもらえる」(83.5%)が最も高く、「ときどき聞いてもらえる」を合わせた『聞いてもらえる』割合は96.6%となっています。一方、『聞いてもらえない』(「聞いてもらえない」「あまり聞いてもらえない」の計)割合は3.4%となっています。



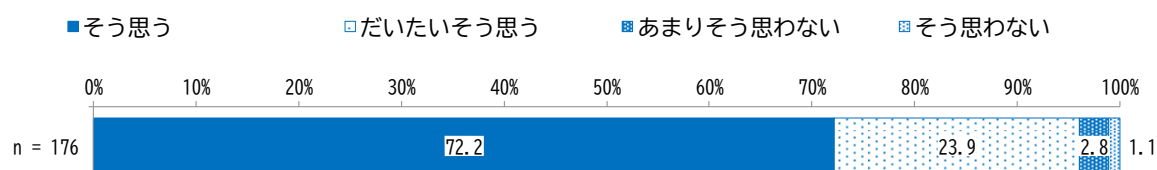
②地域で何かを決めるとき、おとなは自分の意見を聞いているか

「聞いている」(61.8%)が最も高く、「ときどき聞いている」を合わせた『聞いている』割合は83.3%となっています。一方、『聞いていない』(「聞いていない」「あまり聞いていない」の計)割合は15.2%となっています。



③自分が親や周りのおとな・友だちから大切にされていると思うか

「そう思う」(72.2%)が最も高く、「だいたいそう思う」を合わせた『そう思う』割合は96.1%となっています。一方、『そう思わない』(「そう思わない」「あまりそう思わない」の計)割合は3.9%となっています。



(2) 児童クラブ利用者（児童）へのインタビュー調査

2-1 概要

実施日	令和6年8月22日（木）
参加者数	町内児童クラブ（14名）
質問事項	①児童クラブは楽しいか。何をしている時が楽しいか。 ②学校は楽しいか。何をしている時が楽しいか。 ③安心できる居場所はどこか。 ④どんな場所を作ってほしいと思うか。

2-2 主な意見

①児童クラブは楽しいか。何をしている時が楽しいか。

- 児童クラブは楽しい（ほとんどの児童が「楽しい」と回答）。
- 児童クラブで、友達と遊ぶことが楽しい。

②学校は楽しいか。何をしている時が楽しいか。

- 学校は楽しい（ほとんどの児童が「楽しい」と回答）。
- 地震や津波が来ることを考えると、学校にいることが不安だということがある。
- けんかした時に、どうしたらいいか困ることがあるが、自分たちで解決できない時は周囲（他の友達や先生）に助けを求めることができる。

③安心できる居場所はどこか。

- 家が安心（ほとんどの児童が「家が安心」と回答）。
- 大人がいる場所が安心。

④どんな場所を作ってほしいと思うか。

- 遊具がたくさんある公園がほしい。
- 室内で遊べる場所がほしい。
- アスレチックなど、体を動かし、みんなで遊べる場所がほしい
- 走ったりできる場所がほしい。川に触れ、親しめる場所がほしい。

(3) 子育て当事者へのインタビュー調査

3-1 概要

実施日	令和6年10月4日（金）
参加者数	4名
質問事項	①美浜町では、子育てしやすいか ②家庭におけるお子さんの教育について心配なこと

3-2 主な意見

①美浜町では、子育てしやすいですか

- 子育てしにくいとは感じない。
- 2人目以降は無料で預けやすいが、1人目からも支援してほしい。
- 年子でも、育てやすいよう支援してほしい。
- 家事支援の利用料は、1時間1,000円では高いと感じる。
- 配食サービスがあると助かる。配食への補助があるとなお助かる。
- 家事の中でも料理の負担が大きい。家事負担を軽減できる支援があると嬉しい。
- 保育園の給食がテイクアウトできればいいと思う。
- 祖父母が同居していても、子育て支援は必要であることを理解してほしい。
- 送迎、移動支援などがあると助かる。

②家庭におけるお子さんの教育について心配なこと

- こどもに、時間の感覚を身に付けさせるのに困る（時間が迫っていても支度ができない等）。
- どうしても、イライラしてこどもに接してしまうことがある。心に余裕を持ってこどもに接するためにも、離れている時間が大切かもしれない。
- 各種講座や教室の機会は、本当にありがたいし、有効だと思う。
- 講座等の動画の受講は難しい。
- 近くに遊びに行ける場所があると良い。公園がないので欲しい。
- イベント等の外出機会がたくさんほしい。
- 学童保育の申請について、祖父母が同居していると申請できないので困る。
- ならし保育を全園で実施してほしい。
- 一時預かりの利用予約を電話等でできないので、予約方法を見直してほしい。
- 預かり保育は全園で実施してほしい。
- 親の体調不良などの理由で突然預かってほしい時に預かってくれる場所がない。

(4) 子育てカフェ（妊婦インタビュー調査）

4-1 概要

実施日	令和6年10月7日（月）
参加者数	3名
実施内容	①マタニティヨガ ②参加者同士の喫食と意見交換

4-2 意見・感想

- 美浜町出身ではないため、産後の母親教室への参加に少し不安があった。今回、出産前に参加でき、予定日が近い母同士で顔見知りになれて、気が楽になった。
- 産前から母同士でつながれる場があると、産後の交流もしやすいと思う。
- 出産後の里帰りから戻ってきた時に顔見知りがいると思うと心強い。

(5) 子育てカフェ（発達に気がかりさをもつこどもの保護者）

5-1 概要

実施日	令和6年12月11日（水）
参加者数	5名
実施内容	参加者同士の喫食と意見交換

5-2 意見・感想

- いろんな個性を持った子どもたちがいるが、親同士が関わる機会やつながりができてよかった。
- 障害者手帳等がなくても支援（サービス）が受けられるとよい。
- こどもが自立するために、働き先が必要。（お金があっても生活はできない）とくに発達障がいには理解してもらいにくいので、わかってもらえる場所があるとよい。
- 障がいサービスに係る事業所（就労支援）も少ない。
- 障がいの有無に関係なく、どんな子でも一緒に遊ぶ（過ごす）場があるとよい。こども同士、お互いの個性を理解しあいながら成長してほしい。
- 障がいのある子自身も将来への不安が大きい。
- 障がいに対しての周りの理解、協力が必要。とくに祖父母の理解が必要と感じるので、祖父母を対象とした講座が地域で開催されるとよい。

(6) 地域“あいあい”ほっとミーティング「子育て編」

6-1 概要

実施日	令和6年12月12日(木)
参加者数	8名
実施内容	子育て世代の保護者と町長との意見交換

6-2 意見・感想

- 産前産後の保育終了後、在宅育児になることが不安なので、第2子育児中であっても、第1子を預かってもらえるとよい。
- 一時預かりは助かる。特に保育園での一時預かりは、そのまま入園につながれるところがよい。
- 保育園の入園申込期限について、妊娠期などから早い段階で周知されるとよい。
- 児童クラブの利用について、祖父母がいるかどうかについて利用要件としているが、高齢や病気などの事情もあるので、父母の状況で判断をしてほしい。
- 町内に小児科がないことが不便である。
- 兄弟が一緒に利用できるように、大きい子どもも遊べて、乳幼児も安心して過ごせるような屋内型の遊び場があるとよい。

4

第2章 美浜町のこどもをとりまく現状

第2期計画の評価

第2期子ども・子育て支援事業計画で設定した「量の見込みと確保方策」について、進捗状況を検証・評価しました。

(1) 教育・保育の提供体制

単位（人）

			令和2年度					令和3年度				
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				教育希望	それ以外	0歳	1・2歳		教育希望	それ以外	0歳	1・2歳
量の 見込み (A)	目標値		12	0	170	7	78	12	0	165	7	74
	実績値		13	0	193	16	81	10	0	194	15	83
確保策 (B)	目標値	合計	0	170		85		0	165		81	
		認定こども園、幼稚園、保育園	0	170		85		0	165		81	
		認可外保育										
		地域型保育										
	実績値	合計	13	193		97		10	194		98	
		認定こども園、幼稚園、保育園	13	193		97		10	194		98	
		認可外保育	0	0		0		0	0		0	
		地域型保育	0	0		0		0	0		0	
差引 (B)－(A)			0	0		0		0	0		0	

注) 差引 (B) - (A) は、実績値で計算しています。

			令和4年度					令和5年度				
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				教育希望	それ以外	0歳	1・2歳		教育希望	それ以外	0歳	1・2歳
(A)	目標値		12	0	162	7	76	12	0	149	7	73
	実績値		5	0	184	21	86	6	0	180	24	73
確保策 (B)	目標値	合計	0	162		83		0	149		80	
		認定こども園、幼稚園、保育園	0	162		83		0	149		80	
		認可外保育										
		地域型保育										
	実績値	合計	5	184		107		6	180		97	
		認定こども園、幼稚園、保育園	5	184		107		6	180		97	
		認可外保育	0	0		0		0	0		0	
		地域型保育	0	0		0		0	0		0	
差引(B)－(A)			0	0		0		0	0		0	

単位 (人)

			令和6年度（見込み）				
			1号	2号		3号	
				教育 希望	それ 以外	0歳	1・ 2歳
量の 見込み (A)	目標値		12	0	144	7	71
	実績値		6	0	158	22	104
確保策 (B)	目標値	合計	0	144		78	
		認定こども園、 幼稚園、保育園	0	144		78	
		認可外保育					
		地域型保育					
	実績値	合計	6	158		126	
		認定こども園、 幼稚園、保育園	6	158		126	
		認可外保育	0	0		0	
		地域型保育	0	0		0	
差引（B）－（A）			0	0		0	

注) 差引 (B) - (A) は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

1号認定については近隣自治体幼稚園等での受け入れ、2・3号認定については公立保育園3か所に対応しています。各年度、ニーズに対して計画値以上の確保実績があり、教育・保育を希望する保護者に対して十分な提供ができています。幼稚園ニーズについては、今後も実績を注視し、認定こども園への変更の必要性等を検討していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

2-1 延長保育事業

保育標準時間（11 時間）または保育短時間（8 時間）の利用時間の前後の時間において、さらに延長して保育を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の見込み(A) (実人数/年)	目標値	106	102	101	96	93
	実績値	94	82	82	88	85
確保策(B) (実人数/年)	目標値	106	102	101	96	93
	実績値	94	82	82	88	85
確保策 (実施か所数)	目標値	3	3	3	3	3
	実績値	3	3	3	3	3
差引(B) - (A)		0	0	0	0	0

注) 差引(B) - (A) は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

3園すべての保育園において延長保育を実施しており、各年度、希望する保護者がすべて利用できている状況です。

2-2 放課後児童クラブ（学童保育事業）

日中保護者が家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
(平均利用者数(日)) 量の見込み(A)	目標値	合計	117	119	113	117	117
		1年生	29	29	25	32	27
		2年生	34	40	40	35	43
		3年生	17	14	17	17	14
		4年生	16	17	14	17	17
		5年生	11	9	9	8	9
		6年生	10	10	8	8	7
	実績値	合計	117	109	134	132	134
		1年生	29	33	35	38	37
		2年生	34	34	35	38	40
		3年生	17	22	33	24	32
		4年生	16	14	20	26	15
		5年生	11	5	8	5	10
		6年生	10	1	3	1	0
(B) 確保策	目標値		117	119	113	117	117
	実績値		117	109	134	132	134
差引(B)－(A)			0	0	0	0	0

注) 差引(B) - (A)は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

各小学校区（3校区）で児童クラブを開設しています。利用者数は、低学年は計画値を上回って推移していますが、高学年は計画値を下回って推移しており、特に6年生の利用が減少しています。各年度、ニーズには対応できています。

2-3 子育て短期支援事業

○ショートステイ

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）事業です。

○トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の見込み(A) (延べ日数/年)	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	0	6	5	16	25
確保策(B) (延べ日数/年)	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	0	6	5	16	25
確保策 (実施か所数)	目標値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1
差引(B) - (A)		0	0	0	0	0

注) 差引(B) - (A) は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

敦賀市にある児童養護施設（白梅学園）に委託して実施しています。利用は令和3年度以降概ね増加傾向にありますが、各年度、ニーズに対応できています。ショートステイ、トワイライトステイともに十分に周知されていないので、子育て当事者への周知が必要です。

2-4 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所であり、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の見込み(A) (延べ利用人員/年)	目標値	3,979	3,833	3,833	3,749	3,644
	実績値	6,938	6,673	7,438	9,204	7,334
確保策(B) (延べ利用人員/年)	目標値	3,979	3,833	3,833	3,749	3,644
	実績値	6,938	6,673	7,438	9,204	7,334
確保策 (実施か所数)	目標値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1
差引(B) - (A)		0	0	0	0	0

注) 差引(B) - (A) は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

子ども・子育てサポートセンターを拠点とし、親子で楽しめるイベントや各種講座・相談会等を実施しています。令和5年度までの利用者数は増加傾向にあり、計画値を大きく上回って推移していますが、令和6年度にはやや減少する見込みです。

2-5 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、保育可能な施設で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の 見込み (延べ人数/年)	目標値	合計	106	103	101	93	90
		1号認定による利用	106	103	101	93	90
		2号認定による利用	0	0	0	0	0
	実績値	合計	336	337	391	583	145
		1号認定による利用	336	337	391	583	145
		2号認定による利用	0	0	0	0	0
(B) 確保策	目標値		106	103	101	93	90
	実績値		336	337	391	583	145
差引 (B) - (A)			0	0	0	0	0

注) 差引 (B) - (A) は、実績値で計算しています。

【上記以外の一時預かり】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の 見込み (A) (延べ人数/年)	目標値	888	861	853	810	786
	実績値	989	1,030	1,006	1,437	2,676
確保策 (B)	目標値	888	861	853	810	786
	実績値	989	1,030	1,006	1,437	2,964
保育園等		—	—	—	—	288
	実施箇所 (か所)	—	—	—	—	1
すみずみ子育てサポート事業		989	1,030	1,006	1,437	2,676
	実施箇所 (か所)	3	3	3	4	3
差引 (B) - (A)		0	0	0	0	288

注) 差引 (B) - (A) は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

1号認定については、近隣自治体幼稚園等での受け入れにより対応しています。利用者数は計画値を大きく上回って推移していますが、各年度、ニーズに対応できています。

幼稚園在園児以外については、令和6年度からは町内保育園1園で、また、すみずみ子育てサポート事業として、3事業所で実施しています。利用者数は、令和2年度以降概ね増加傾向にあり、計画値を大きく上回って推移していますが、各年度、ニーズに対応できています。

2-6 病児・病後児保育事業

保育園等に入所中の児童が病気の回復期（いまだ病気の回復に至らない状態を含む）にあるため、保育園等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に施設でお預かりして、保育を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の見込み（A） (延べ日数/年)	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	3	2	32	55	110
確保策（B） (延べ日数/年)	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	3	2	32	55	110
確保策 (実施か所数)	目標値	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2	2	2
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

注) 差引（B）－（A）は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

若狭町国民健康保険上中診療所、敦賀市病児・病後児保育施設「はぴけあ」の2か所に委託して実施しています。利用は令和3年度以降大きく増加していますが、各年度、ニーズに対応できています。

病児・病後児保育事業についても十分に周知されていないので、子育て当事者への周知が必要です。

2-7 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の見込み（A） (延べ人数/年)	目標値	0	0	見直し	－	－
	実績値	0	0	0	0	0
確保策（B）	目標値	0	0	－	－	－
	実績値	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

注) 差引（B）－（A）は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

一時預かりでカバーしきれない個別ニーズへの対応が期待される事業ですが、第2期期間中における実施はありませんでした。

2-8 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①妊娠月週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の見込み(A) (実人数/年)	目標値	62	61	59	59	57
	実績値	97	114	93	98	95
確保策(B)	目標値	62	61	59	59	57
	実績値	97	114	93	98	95
差引(B) - (A)		0	0	0	0	0

注) 差引(B) - (A) は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

県医師会等に委託し、妊婦初期から出産まで14回の健診を実施しています。受診者数は計画値を上回って推移していますが、各年度、ニーズに対応できています。

2-9 乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が、4か月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態の把握をし、適切な指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消し孤立化を防ぐことを目的としている事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の見込み(A) (実人数/年)	目標値	62	61	59	59	57
	実績値	45	53	51	46	48
確保策(B)	目標値	62	61	59	59	57
	実績値	45	53	51	46	48
差引(B) - (A)		0	0	0	0	0

注) 差引(B) - (A) は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

訪問者数は計画値を下回って推移していますが、各年度、全戸訪問を達成しています。

2-10 育児支援家庭訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の見込み(A) (実人数/年)	目標値	51	49	48	47	46
	実績値	23	26	14	2	4
確保策(B)	目標値	51	49	48	47	46
	実績値	23	26	14	2	4
差引(B)-(A)		0	0	0	0	0

注) 差引(B)-(A)は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

訪問者数は令和3年度以降概ね減少傾向にあり、計画値を下回って推移していますが、各年度、当該家庭の全戸訪問を達成しています。

2-11 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の収集・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施及び支援する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
量の見込み(A) (実施か所数)	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	1	1	1	1	1
確保策(B)	目標値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1
差引(B)-(A)		0	0	0	0	0

注) 差引(B)-(A)は、実績値で計算しています。

◆検証・評価

子ども・子育てサポートセンターを総合窓口として、子育てに関する情報の収集・提供や相談事業を実施しています。令和6年度からは、「こども家庭センター」として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的・継続的な支援を行っています。

5

第2章 美浜町のこどもをとりまく現状

美浜町の課題

(1) 子育て支援事業等の拡充が必要

- アンケート調査結果より、子育て中の保護者のうち近い将来には働きたいと考えている人がいること、将来定期的に利用したいと思っている教育・保育事業の割合が現状よりも大きいこと等がわかりました。このことは、今後の教育・保育事業や子ども・子育て支援事業のニーズが増すことを意味しています。子育て世代のニーズを踏まえ、各種事業を拡充する必要があります。

(2) こどものニーズを踏まえた居場所づくりが必要

- ヒアリング調査やアンケート調査で、こどもたちは、学校や児童クラブを楽しんでいると感じ、家はほっとできる場所であると答えてくれました。その一方で、町内には、遊具がたくさんある公園、走ったり体を動かしたりできる場所がなく、そのような居場所が欲しいと答えてくれています。こどものニーズを踏まえた居場所づくりを進める必要があります。

(3) ヤングケアラーの実態を把握し、支援することが必要

- 中学生アンケート調査で、世話をしている家族がいる（いた）子は2割程度見られました。しかし、その多くが、お世話が原因でできなかったことは「特にない」と答えています。近年、社会問題となっているヤングケアラーに該当する子がどの程度いるのか、あらためて実態を把握し、必要な支援を実施する必要があります。

(4) 子育て家庭の負担を軽減する支援の充実

- ヒアリング調査では、子育てしながらの家事が大きな負担であるとの意見がありました。食事の支度等の家事の負担を軽減する家事支援など、子育て世代のニーズを踏まえた支援を検討する必要があります。

(基本理念)

地域の愛に包まれ、将来にわたり
こども・若者が幸せに成長できるまち みはま

「こども計画」は、こどもと若者及び子育て家庭を対象とする施策を進めていく計画です。「第2期子ども・子育て支援事業計画」は、こどもの健全な成長のために子育て家庭を支援していこうという計画でしたが、こどもが成長して若者、さらには子育て世代になっていくという連続性を踏まえて支援していこうというのが「こども計画」です。そのため、こども・若者が、自立した個人として健やかに成長でき、一人ひとりの権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすための計画となります。

また、国の「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが方向づけられています。「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会とされており、その実現のための取り組みを記載したのがこの計画です。

「第2期子ども・子育て支援事業計画」では、「地域の愛に包まれ、こどもの笑顔が広がるまち みはま」を基本理念として施策を進めてきましたが、若者を含むこと、幸せに生活すること等の視点を踏まえ、「地域の愛に包まれ、将来にわたりこども・若者が幸せに成長できるまち みはま」を基本理念とします。

(1) こども・若者の権利を尊重する視点

- こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格や個性を持つ個人として尊重することを基本的な視点とします。こども・若者の権利を保障し、こども・若者の最善の利益を図るとともに、こども・若者の自主性を尊重した取り組みを推進します。

(2) こども・若者・子育て当事者の視点を尊重する視点

- こども・若者が自らのことについて意見を形成して、発言・発信することを尊重します。そのために必要な支援等を行い、こども・若者が自分の意見を発言・発信しやすい環境づくりを進めます。同時に、おとなは、こども・若者の意見に真摯に向き合い、その実現のために注力します。

(3) 切れ目のない子育て支援の充実の視点

- こども・若者や子育て家庭の状況に応じて必要な支援が途切れることなく提供されるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図ります。同時に、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

(4) すべてのこども・若者の健全な成長を支援する視点

- 乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障し、すべてのこども・若者が愛着を土台として相互に人格と個性を尊重されながら、様々な学びや体験の機会を通じて自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう支援します。

(5) 若い世代の自立への支援

- 若い世代の多様な価値観や考え方を尊重することを前提に、若い世代の生活の基盤の安定、それぞれの希望に応じた結婚や子育てへの支援を通じて、若い世代の自立を支援します。

(1) 子育てを支援する仕組みづくり

- こどもを地域ぐるみで育てる取り組みを進めることは、こども自身の成長のためにも有効です。基本目標1「子育てを支援する仕組みづくり」では、子育てに関する支援の充実をはじめ、地域における子育て支援活動の充実、子育てに関する相談支援体制の充実を進めます。

(2) 健やかに生み育てる環境づくり

- 妊娠期から、出産・育児期にわたり、母子の健康を切れ目なく支援していく必要があります。基本目標2「健やかに生み育てる環境づくり」では、母親およびこどもの健康づくりへの支援に加え、食育を推進します。

(3) 次代を担う人づくり

- こども・若者の最善の利益を尊重する視点に立ち、教育・学習環境の充実に取り組む必要があります。基本目標3「次代を担う人づくり」では、幼児教育、家庭教育、学校教育、生涯学習などの質の向上や充実に取り組むとともに、こども・若者が意見を形成して発言・発信しやすい環境づくりに取り組みます。

(4) 若い世代の仕事と子育ての両立を支える社会づくり

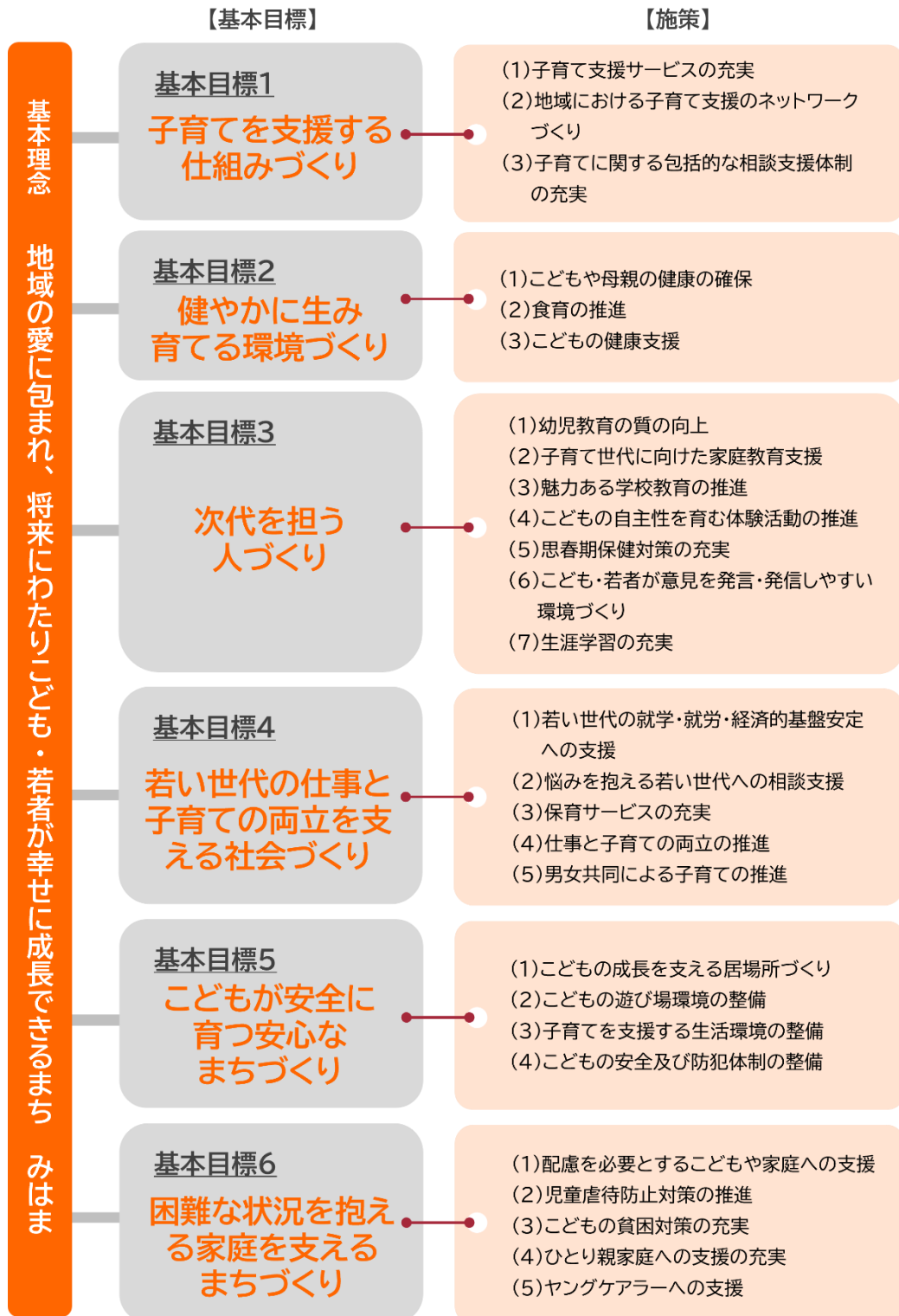
- こどもの健やかな成長を支えるためにも、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援していくことは重要な課題といえます。特に、子育て当事者である若い世代が必要な教育を受け、安心して家庭を持ち、子育てに向き合うことができるよう支援する必要があります。基本目標4「若い世代の仕事と子育ての両立を支える社会づくり」では、若い世代の就学、就労、経済的基盤安定への支援や相談支援をはじめ、保育サービスの充実等により仕事と子育ての両立を支援します。

(5) こどもが安全に育つ安心なまちづくり

- こどもたちが、安心して多様な体験をし、健やかに成長することができるよう支援することが必要です。基本目標5「こどもが安全に育つ安心なまちづくり」では、こどもの成長を支える居場所や遊び場の確保をはじめ、安全に過ごせる環境の整備に取り組めます。

(6) 困難な状況を抱える家庭を支えるまちづくり

- 様々な困難を抱えるこどもと子育て家庭を支援し、こどもの健全な成長を支えていくことが必要です。基本目標6「困難な状況を抱える家庭を支えるまちづくり」では、児童虐待の防止、こどもの貧困対策、ひとり親家庭やヤングケアラー等、困難な状況を抱える家庭への支援に取り組めます。



1

子育てを支援する仕組みづくり

(1) 子育て支援サービスの充実

方向性

子育て家庭を支援するため、ライフステージに応じた多様な経済的支援を行います。また、こどもの健康や教育など、多様な悩みを抱える子育て家庭を支援する情報提供を充実します。

主な取り組み

事業名	事業概要
子育てに係る経済的支援の充実	子育てへの経済的不安が軽減されるよう、児童手当をはじめとする各種手当の充実や保育料の軽減等、国や県制度との整合を図りながら、幅広い支援の実施を検討します。
親子の健康に係る経済的支援の取り組み	親子の健康に係る経済的不安が軽減されるよう、こども医療費の助成、健診や自己負担のかかる予防接種費用の助成など、国や県制度との整合を図りながら幅広い支援を行います。
義務教育に係る経済的支援の取り組み	小・中学校に就学している児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的な理由により学用品費や給食費などの負担が困難な家庭に対して支援を行います。
高校等通学に係る経済的支援	高校等に通うための公共交通機関に係る通学費の助成など、子育て世帯への経済的負担が軽減されるよう支援します。
子育て情報提供体制の充実	子育て支援制度やサービス等の情報を、紙面やインターネットを通じて行うほか「子育て応援サイト」により、町の子育てに関する情報やイベント情報の発信に努めます。また、妊娠期から子育て期までのライフステージに応じた子育て情報を掲載した「子育て情報誌」や、町内のこどもの遊び場情報をまとめた「あそびばマップ」の更新を行います。
必要な時に必要なサービスを利用できるしくみづくり	子育て当事者が、必要とするサービスを必要な時に利用できるよう、チケット制の導入など、利用しやすいサービス提供のしくみづくりを進めます。

(2) 地域における子育て支援のネットワークづくり

方 向 性

子育てサークルやボランティア活動を活発化し、地域における子育て支援への取り組みを促進します。

ふれあいの場づくりや世代間交流を推進し、こどもが多様な経験をしながら成長できる環境づくりを行います。

また、こどもや子育て家庭を見守る取り組みの充実やネットワークの強化等を通じて、安心して子育てができる地域づくりを行います。

主な取り組み

事業名	事業概要
子育てサークルの育成	母親学級において子育てサークルの育成を行うとともに、活動の活性化やサークル間の交流を支援します。また、多胎児の保護者をはじめ妊娠・子育て中の保護者が集い、情報交換や仲間づくりを行うことで孤立を防ぐ「子育てカフェ」などの場づくりを行います。
子育てボランティアの育成	地域全体で子育て家庭を支援するためにボランティアを育成するとともに、保育や看護を学んでいる学生の参加等、関係機関との連携を強化します。 世代間交流を図るために、子育て経験者である高齢者等を対象に子育てサポーター養成講座を実施します。
集いの場、ふれあいの場の提供と仕組みづくり	子ども・子育てサポートセンターの開放事業、なびあすキッズデー等、親子、親同士、同年齢・異年齢のこども同士や地域の人等と交流できる場づくりを進めます。
地域コミュニティ活動における世代間交流の充実	地区公民館が実施する事業等、各地域で展開されるコミュニティ活動における世代間交流を充実させ、こどもから高齢者までの多様な世代が参加しやすい環境づくりを進めます。
子育て支援ネットワークの機能強化	子育てに関する様々な問題を解決するために、民生委員・児童委員・主任児童委員、母子保健推進員、育児支援家庭訪問員、保健師等、こどもに関わる機関が連携し、困りごとを抱える家庭等への支援の検討や情報共有を行います。
地域における見守りなど支援体制の充実	民生委員・児童委員、母子保健推進員等が連携し、子育て家庭の状況把握や、孤立して子育てをしている親の発見、支援に努めます。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターの開設）の検討	地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となって行う仕事と子育ての両立支援活動について、ニーズを把握しながら導入を検討します。

(3) 子育てに関する包括的な相談支援体制の充実

方 向 性

こども家庭センターを中心に、妊娠期からこどもとその家庭を継続的に支援する体制を充実させ、対面や電話だけでなく SNS を活用するなど、多様な方法で相談する体制を充実するとともに、専門機関と連携した支援体制を整えます。

主な取り組み

事業名	事業概要
子育て支援等の総合的な相談体制の充実	個々のニーズや家庭の状況に応じて利用可能な子育て支援サービスの情報提供や助言を社会福祉士、保健師、保育士、家庭相談員等の専門職が行い、必要に応じて関係機関と連絡調整し、相談体制を強化します。
こどもの成長発達に応じた相談体制の充実	妊娠中の健康、育児、こどもの発達、療育、教育等に関する相談について専門家による電話・面接相談を行います。
育児不安・困難を抱える母親等に対する取り組み	出産後、すべての新生児及び産婦に対して、訪問等、個別での面接を実施します。1 か月健診時に、産後うつアンケート（母親のメンタルアンケート）を行い、必要に応じて保健師等による個別相談を行い、関係機関と連携して支援します。
子ども・子育てサポートセンターの充実	育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、子育てサークル等の育成・支援、子育て情報の発信、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を充実させます。また、あそび場開放を行い、来所した親子がゆったり過ごせるよう環境づくりを行います。

2

健やかに生み育てる環境づくり

(1) こどもや母親の健康の確保

方 向 性

母子健康手帳の交付、訪問指導、乳幼児健康診査等を通じて、妊娠期から乳幼児期までの健康管理のために必要な知識を提供します。また、妊娠・出産への不安に関する心のケア、不妊治療への支援、産後ケア事業など、妊娠・出産期の母親への支援を充実します。

主な取り組み

事業名	事業概要
母子健康手帳の交付	保健師・管理栄養士等の専門職が妊婦に対して面接を行い、妊娠・出産に向けた保健指導を実施します。
妊婦健康診査、妊婦教室の充実	妊婦健康診査の状況も踏まえ、妊娠中期から後期の妊婦に対して、保健師等による訪問指導等を実施します。また、教室において適切な食事の摂取方法や妊娠経過について学ぶ機会を設けます。
訪問指導体制の充実	すべての妊婦、出生後の児を対象に、保健師等の専門職による訪問指導だけでなく、母子保健推進員の訪問を実施し、各種健康診査や予防接種の受診率向上と未受診者対策に努めます。また、養育医療申請者等に対する継続的な訪問指導についても、関係機関と連携し実施します。
乳幼児健康診査、教室の充実	こどもの疾病予防や早期発見を促すとともに、こどもの健やかな成長と健全な親子関係を支援するため、発達段階にあわせて各健康診査を行います。また、親が子の発育や生活習慣を確認し、子育てについての不安解消と仲間づくりのために教室を開催します。
事故対策と予防対策の推進	こどもの事故予防や事故時における応急処置の講習、病気予防・看護のための知識や技術の講習会を医療機関・消防署等と連携し、開催します。 また、乳幼児のこどもを育てる保護者を対象に、こどもの事故の防止のための啓発を進めます。

事業名	事業概要
不妊治療体制の充実	不妊治療費及び交通費を助成する経済的支援に加え、治療に対する不安や精神的負担に対する十分な心のケアを提供できる体制づくりに努めます。
特定妊婦への訪問・指導	若年妊娠や妊婦健診未受診者等に対し、保健師が訪問し、保健指導を行います。
産後ケア事業の拡充	産後に医療機関や助産施設において、助産師等による授乳指導や育児相談、乳房のケアを実施する事業（宿泊、日帰り）を行います。

(2) 食育の推進

方 向 性

妊娠期から胎児期・乳幼児期とこどもの健康につながる食育に関する知識の普及を図るとともに、こどもが地域の食文化に触れ、豊かな食の体験をすることができるよう取り組みを行います。

主な取り組み

事業名	事業概要
母親学級での食育指導の充実	母親学級において、妊娠、授乳期における食事の質や量、栄養についての管理栄養士や保健師による講話と個人の状況に応じた食事指導を行います。
離乳食講習会の実施	こどもの発達を理解した上で離乳食をスタートできるよう、管理栄養士、保健師、歯科衛生士による講習を行います。
健康診査時における食事相談	1歳6か月児や3歳児健診時に、管理栄養士による個別栄養相談を実施し、個々の体や生活に合わせた食事指導を行います。
保育園給食の充実	野菜作り、クッキング活動、スローフード作りなど、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみながらこどもの五感を豊かにし、生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送る基礎を作ります。
保育園における代替食の研究と推進	食物アレルギーの有無に関わらず、みんなが同じ給食を食べられる献立の研究・提供を進めます。
学校給食の充実	学校給食を通じて、地域や食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さ等を理解すること、こどもたちが食に関する正しい知識、望ましい食習慣を身につけることができるよう、内容の充実に努めます。また、月1回地場産品を提供する給食を継続します。
関係機関と連携した食育の推進	学校や放課後児童クラブ等において食育教室（げんげん運動プラス UP に関する授業、おやつ教室等）を開催し、こどもたちに健康や食に対する正しい知識の普及を行います。また、保健師、栄養士等、各専門職との連携をとりながら、幼児期から学齢期を通じた食育の推進に努めます。
保育園給食における主食の提供	炊きたての温かいご飯を提供することで、夏場の衛生面の不安を解消し、こどもの食欲増進を目指します。

(3) こどもの健康支援

方 向 性

こどもが必要とする医療を受けることができ、安心して子育てできる地域を実現するため、小児医療体制が充実するよう県等へ働きかけます。同時に、病気等の知識の普及や予防接種の勧奨、かかりつけ医の普及等を行い、こどもの健康保持を支援します。また、こどもが病気の際にも安心して利用できる病児保育、病後児保育を実施します。

主な取り組み

事業名	事業概要
小児医療体制の充実	地域の小児科や産婦人科等の医師が充実するよう、県に要望していきます。
病児保育、病後児保育の実施	保護者の就労等により、こどもが病気にかかって保育園に預けることができない場合に、病気の治療中や回復期にいたるまでの間、病院等に併設された保育室で預かる病児・病後児保育について、敦賀市病児・病後児施設「はぴけあ」等の利用を継続します。
病気等の知識の普及	こどもが病気にかかったときのために＃8000の活用を周知します。また、保護者や地域の住民が、こどもの病気等に対応できるように知識の普及に努めます。
かかりつけ医の普及	こどもの発育等の悩みを気軽に相談できるように、かかりつけ医を持つことの必要性について、保護者に周知します。
予防接種の勧奨	感染症予防を目的として予防接種を勧奨し、重篤な感染症の罹患及び流行を予防します。
養育医療給付事業	養育医療（入院費）に係る窓口での負担をなくし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

3

次代を担う人づくり

(1) 幼児教育の質の向上

方向性

乳幼児期のこどもの教育においては、好奇心や自尊心、自己制御などの非認知能力の基礎を育むことが重要とされています。また、小学校就学への円滑な接続を図ることが必要です。こうした視点に立った幼児教育の質の向上に取り組みます。

※非認知能力：「自分に関する力」（自尊心、自己肯定感、自立心、自制心、自信など）と、「人に関わる力」（一般的には社会性と呼ばれる、協調性、共感する力、思いやり、社交性、良いか悪いかを知る道徳性など）のこと。

主な取り組み

事業名	事業概要
わくわくキッズプログラム	美浜の豊かな自然に触れ、地域の人々との交流を図るわくわくキッズプログラムを実施します。
就学前教育と小学校教育の連携	保育園から小学校へのスムーズな移行を図るため、交流事業や研修会等を通じて相互の交流を深めると共に、指導要録等の円滑な引継ぎを行います。
主体的な学びのための環境づくり	子どもが自発的・意欲的に関われるような環境や子ども相互の関わりを大切にする環境づくりを目指します。

(2) 子育て世代に向けた家庭教育支援

方 向 性

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うことができるよう、家庭教育について保護者が学ぶことができる機会の確保、家庭教育を支援する人材の育成等を行います。

主な取り組み

事業名	事業概要
学習機会と情報の提供	保育園、小・中学校、公民館等と連携し、育児関連講座の充実、家庭教育に関する学習機会や情報の提供の充実を図ります。
親子関係形成支援事業	講義やグループワーク等を通じて、ペアレントプログラム等を実施することで、こどもとの関わり方や子育てについて保護者が学び、親子間の適切な関係性の構築を図ります。

(3) 魅力ある学校教育の推進

方 向 性

こどもたちが、多様な体験を通じて地域への愛着、農業や職業、育児等を学ぶことができる教育を実施します。

また、人権をはじめ、国際理解、エネルギー環境問題など、今日の社会をとりまく多様な課題について学ぶことができる教育を実施するとともに、特別な支援を要するこどもに対する特別支援教育の充実を図ります。

近年、こどもたちにも身近なものとなっているSNS等については、相談や意見の発言・発信の手段になるというメリットがある反面、ネット上のいじめや犯罪などにつながるリスクがあるというのも事実です。SNS等が持つ危険性への理解を促し、こどもたちが安全に利用できるよう支援します。

学校運営に関しては、地域との関係を大切にしていくとともに、学校の安全管理の徹底、教職員がこどもと向き合う時間を確保できるよう働き方改革の推進等を行います。

主な取り組み

事業名	事業概要
体験学習・校外学習の推進	次代を担うこどもたちの地域への愛着・誇りを醸成させるため、児童生徒や教員が地域のことを知り、人とふれあい、町のことを深く知ってもらうことを目的に行うフィールドドリップ等を実施し、体験学習や校外学習の推進を図ります。
ふるさと美浜元気プロジェクト	他校の児童や地域住民と積極的に関わりをもつ活動を通して、児童それぞれのコミュニケーションスキルや日常生活・社会活動において重要な影響を及ぼす能力（非認知能力）の育成を行います。
いのちふれあい学習事業	児童・生徒が農業体験等を通して、喜びや苦労、命をつなぐ大切さなどを学ぶ取り組みの充実を図ります。
人権教育の推進（美浜町人権教育研究会の活動）	人権に対して正しい認識を持ち、人権を尊重し差別を無くそうとする意欲と能力を備えた児童・生徒の育成を図ります。研究会においては、各部会でテーマを設定し、実践的研究を深めます。
職業体験学習の充実	中学校の総合学習の職業体験を通じて、地域の職業現場を知るとともに、働くことへの興味ややりがいについて学ぶ機会（キャリア教育）を設けます。

事業名	事業概要
育児に関する授業の充実	学校の授業等において、乳児とふれあう機会や子育て中の母親と話す機会を設け、生命の大切さや関わり方について学ぶ機会を設けます。
国際化に対する理解と英語教育の推進	国際化の進展に対応していくために、広い視野を持って異文化を理解し、異なる文化や習慣を持った人々と接する中でコミュニケーション能力の向上を図ります。また、ALT（英語指導助手）との交流などを通じて児童がより身近に英語に慣れ親しむことのできる環境を整備し、英会話力の向上を目指します。
姉妹都市台湾新北市石門区中学生との交流	将来を担う中学生が、姉妹都市台湾新北市石門区の中学生とホームステイ等による交流・交歓活動を行うことで、国際性、社会性や協調性を養い、心豊かでたくましい人材を養成することに努めます。
エネルギー環境教育の推進	児童・生徒がエネルギー環境問題に対して理解を深め、適切に行動できる能力を養うため、さいばすや副読本を活用して、小学校から中学校までの一貫したエネルギー環境教育を進めます。
学校ICT環境整備	将来を担うこどもたちにとって、わかりやすい授業の実現、こどもたちの情報活用能力の育成を目的として、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用を促進し、楽しく学べる学習環境を整備します。
特別支援教育の充実	各学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別な支援を要するこどもたちへの校内支援体制の充実を図ります。また、学習支援員や生活支援員を配置し、こどもたちの学習やスムーズな学校生活を送るための支援の充実に努めます。
適正な生活リズムへの普及啓発	こどもの成長期に必要な適正な生活リズム、心身の健康、学習意欲の向上、成長発達等に関する普及・啓発を図ります。就学時健康診断において、規則正しい生活リズムの大切さについての保護者向け研修会を行います。
SNSの利用に関する啓発	SNSの利便性だけでなく危険性についても周知し、こどもが安全にSNSを利用できるよう支援します。
地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	地域の人々の意見を取り入れ、学校運営に反映させ、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。
教職員の働き方改革の推進	教職員がこどもと向き合う時間を増やし、質の高いよりよい教育活動を行えるよう、教職員の働き方改革を進めます。部活動の地域移行を見据えた部活動指導員や地域スポーツ指導者の配置、各学校に学校運営支援員を配置することで、教職員をサポートします。
学校における安全管理の充実	自然災害や不審者への対策をたてるとともに、状況に応じた訓練の実施に努めます。町防犯隊による町内パトロール等により未然に犯罪を防ぎます。
登下校時における安全指導の充実	学校生活ボランティアを通じて、こどもの登下校時における安全指導の徹底に努めます。

(4) こどもの自主性を育む体験活動の推進

方 向 性

こどもたちが自ら意見交換しながら企画して実行する活動の機会を作ること
で、地域の人々と触れあい、喜びを感じながら、こどもの自主性を育てる活動
を推進します。

こどもたちが、スポーツ活動や文化芸術活動に親しむとともに、社会規範や
連帯感を身につけることができる機会等を通じて健全に成長することができる
よう取り組みます。同時に、地域ぐるみで地域のこども・若者を育てるという
意識を高める取り組みを行います。

主な取り組み

事業名	事業概要
公設塾「放課後教室 サン」、「学びコミュ ニティ Kai」	みはまシナプスプロジェクトの「人づくり」の一環として、小 学校5年生から高校3年生が地域をフィールドとした体験や多 様な方との交流を通じて「経験・表現・挑戦」ができる機会を 創出します。また、自主性を重んじ、対話や意見の共有・発信 することを大切に活動します。
地域スポーツ活動の 充実	だれもが参加できる生涯スポーツの実現に向けて、総合運動公 園を中心とした施設、設備の充実に努めます。
スポーツ指導者の育 成	スポーツ少年団の指導者を中心に研修や情報交換の場を設け、 組織強化に努めます。指導者としての資質の向上を図り、児童 の健全育成に努めます。
文化芸術活動の推進	ピアノ事業やなびあす講座など、こどもたちが芸術・文化を身 近に感じることができる機会を提供することで人材育成に努め ます。
児童・生徒による地 域活動の促進	青少年が集団活動や体験活動を通して、社会規範や連帯感を身 につけることができる事業の推進に努めます。
児童館活動の充実	同年齢、異年齢を問わず、集団での遊びを通じて児童の交流を 深める場である児童館の活動を充実します。利用しやすく、楽 しめる施設運営に努めます。
地域における青少年 健全育成の推進	地域での見守り活動や啓発チラシの配布等により地域ぐるみで 青少年を心身ともに健全に育てる意識を高め、青少年の健全育 成活動の充実に努めます。また、美浜ジュニアリーダーズクラ ブの育成に努めます。
放課後子ども教室	こどもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動 ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児 童を対象として、学習や体験・交流活動を行います。

(5) 思春期保健対策の充実

方 向 性

こどもたちが、結婚して家庭を持つという将来を意識し、自分自身の問題として具体的に考えることができるようなきっかけや知識・情報等を提供します。

主な取り組み

事業名	事業概要
性教育の実施	関係機関と連携して、学習会等を実施します。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	保健所等関係機関と連携し、未成年者の喫煙・飲酒・薬物の健康への影響について、授業を通じて正しい知識の普及啓発を図ります。
相談体制の充実	児童相談所職員、医師、こども家庭センター専門職等による相談や治療の機会を増やし、相談体制の充実を図ります。また、ひきこもり相談会等の開催やアウトリーチを行います。
ライフデザインセミナーの実施	若年層を対象として結婚や家庭を持つことへの意識を啓発し、子育てを含めた将来の人生設計形成の意識や意欲を高める冊子の配布などを通じて、ふるさとへの愛着を高めます。
命の尊さを学ぶ場の充実	乳児とふれあう時間を提供し、命の尊さを実感し、親になることの意味を知る機会を提供するとともに、自他の命を大切にしようとする心を育てます。

(6) こども・若者が意見を発言・発信しやすい環境づくり

方 向 性

こども・若者が自らのことについて意見を形成し、その意見を自由に発言したり発信したりすることができる環境づくりを行います。

主な取り組み

事業名	事業概要
公設塾「放課後教室サン」、「学びコミュニティ Kai」 【再掲】	みはまシナプスプロジェクトの「人づくり」の一環として、小学校5年生から高校3年生が地域をフィールドとした体験や多様な方との交流を通じて「経験・表現・挑戦」ができる機会を創出します。また、自主性を重んじ、対話や意見の共有・発信することを大切に活動します。
MIHAMA こどもサミット	こどもたちの声を、町の未来に反映させていくワークショップを開催します。

(7) 生涯学習の充実

方 向 性

自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、地域の様々な文化に触れ、いろいろな体験から学べる学習の機会を充実します。

主な取り組み

事業名	事業概要
体験学習機会の充実	こどものころからいろいろな文化に触れる体験をなびあすを中心に実施します。また、放課後教室「サン」の開設により、学校と連携し、学びと挑戦ができる場を創出します。
学校施設の開放	小・中学校の体育施設を開放し、地域のスポーツ活動の促進を図ります。
地域愛学習の推進	伝統文化への理解を深めることを通して、愛郷心を育て、次代を担う後継者の育成を図ります。学校においては、地域の課題等を改善する体験学習や探求活動を実施します。
こどもの読書活動推進	ブックスタート事業やおはなし会の開催をはじめ、乳幼児・小中高生等こどもの年齢に応じた読書習慣の形成に向けた取り組みを、町立図書館と各種団体が連携して推進します。また、読み聞かせの出前講座を実施します。
なびあす子ども合唱団の育成	保育園児から中学生までを対象に、子どもたちがみんなで歌うことの楽しさを知り、発表を通して挑戦する意欲や達成感を得ると共に、町内外の異年齢の関りにより友だちの輪を広げコミュニケーション能力や社会性の育成を支援します。
シナプス先輩大学の開講	みはまシナプスプロジェクトの「人づくり」の一環として、主に中高生を対象に開講し、子どもたちの将来の選択肢の可能性を広げると共に、外から見た美浜のよさを知ることで地域愛醸成を図ります。

若い世代の仕事と子育ての
両立を支える社会づくり

(1) 若い世代の就学・就労・経済的基盤安定への支援

方 向 性

若い世代が、将来にわたる生活の基盤を確保し、将来に希望を持って生きられるようにすることは、少子化の克服や貧困の連鎖の防止などにつながる重要な視点です。若い世代の多様な価値観や考え方を尊重し、どのような選択をしても不利益にならないよう、就学・就労・経済的基盤安定のための支援を充実します。

主な取り組み

事業名	事業概要
若者世代の補助制度の充実	若い世代への経済的支援策として実施している、奨学金返還・結婚生活の補助制度を充実します。
食育・農業教育推進事業	幼少期からの食育や健康づくり、保育園や小中学校での農業教育を、県、JA 等関係機関と連携し活動を推進します。
若者の就労支援	二州健康福祉センターの自立相談支援機関と連携し、就労支援員の協力を得て、就労につなげるよう支援します。また、障がいへの理解も深め、どんな人でも働きやすい職場が増えるように呼びかけます。

(2) 悩みを抱える若い世代への相談支援

方 向 性

ニートやひきこもりの状態にある若者、進路や人間関係に悩みや不安を抱えている若者等に対する相談支援を充実します。

主な取り組み

事業名	事業概要
重層的支援体制整備事業	どこに相談したらよいのかわからない方の身近な相談場所として、福祉総合相談室の情報発信に努め、相談体制を強化します。
若者の居場所支援	将来への不安等、悩みを抱える若者同士が情報交換を行う機会を設定できるように努めます。

(3) 保育サービスの充実

方 向 性

保育を必要とする保護者のニーズに応えるとともに、こども自身にとっても望ましい保育サービスを提供できる体制を整備します。保育サービスについては、ニーズに応じた提供体制を確保するとともに、保護者の就労形態による多様なニーズに対応できる各種サービスを提供します。また、保育園が持つ子育ての知識や情報を提供すること等を通じて、保育園と地域とのつながりを深めます。

保育現場の体制については、こどもと保護者にとって望ましいサービスが提供できる体制を確保できるよう、人材の確保と定着に努めます。

主な取り組み

事業名	事業概要
通常保育の充実	子ども・子育て支援制度に基づき、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるよう保育を充実します。
乳児保育の実施	必要な体制を確保し、乳児保育を実施します。
延長保育の実施	保育標準時間（11 時間）または保育短時間（8 時間）の利用時間の前後の時間において、延長して保育を実施します。

事業名	事業概要
休日保育の実施	保育の必要性が確認された児童を預かれるよう、体制を整備します。
開かれた保育園づくり	保育園での保育を子育ての知恵として公開し、保育園開放を通じて、在宅児やその保護者、地域の人々との交流機会を設けます。地域の人々との交流を図ることで、地域に根ざした保育園づくりを目指します。
一時的に必要となる養育・保育サービスの提供	保護者が入院や出産などでこどもを養育できないときに、一時的な宿泊を伴う養育支援（こどもショートステイ事業）や、保護者が仕事や病気などの理由により夜間の時間帯において一時的に児童を養育することが困難な場合に行う養育支援（トワイライトステイ事業）を、敦賀市内の施設で実施します。 また、保護者の急な傷病や出産による入通院、育児疲れのためのリフレッシュ等の場合に、一時的に日中の保育を町内及び敦賀市内の施設で行います。
就学前教育と小学校教育の連携【再掲】	保育園から小学校へのスムーズな移行を図るため、交流事業や研修会等を通じて相互の交流を深めるとともに、指導要録等の円滑な引き継ぎを行います。
保育園における育児相談の充実	保護者の育児に関する不安感や負担感の軽減に努めるため、保育士の相談対応力のスキルアップを図り、いつでも相談できる体制と、相談室の防音対策を図るなどの環境整備を図ります。 また、職員間での情報共有を徹底します。
保育人材の確保	保育園や放課後児童クラブの適切な運営を図るため、保育人材の確保及び研修会を活用した資質の向上に努めます。同時に、保育士の負担の軽減、保育現場における ICT の活用の促進など、保育士の働き方の改善に努めます。
保育園給食における主食の提供	朝の限られた時間で主食を用意する保護者の負担軽減を図ります。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

方 向 性

保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、小学校児童の放課後児童クラブの実施を充実するとともに、育児・介護休業制度の普及、労働時間の短縮、育児休暇を取得しやすい職場環境づくりなど、職場における取り組みの充実を働きかけます。また、女性の再就職への支援と、再就職時の保育の利用への支援等を行います。

主な取り組み

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	放課後児童クラブを運営し、放課後に保護者の監護が受けられない児童の受け入れをするとともに、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 利用児童数が年々増加傾向にあるため、開設場所・開設時間等の運営方法についても検討し、保護者が安心して働けるよう支援します。
育児・介護休業制度の啓発と普及	事業所における育児・介護休業制度の取得促進に向けた啓発と、制度を利用しやすい職場づくりを支援します。
労働時間短縮の促進	ゆとりある生活の中で子育てができるよう、関係機関との連携を通じて労働時間の短縮に向けた取り組みを支援します。
女性の再就職への支援	出産や育児等により退職し、再就職を希望する方に対して、資格取得に関する講座や技術習得による就労能力の再開発等関係機関と連携して就業に関する相談や情報提供を行います。
男女がともに子育てをしながら働き続けられる環境づくり	ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及を促進し、育児休暇を取得しやすい環境づくりの推進に努めます。
育児休業からの円滑な復職支援の推進	育児休業明けの職場復帰がスムーズに行えるように保育園での受け入れを行います。

(5) 男女共同による子育ての推進

方 向 性

男女がともに子育てを担うことができるよう、男女共同参画への理解を啓発するとともに、男性の育児参加を促す啓発を行います。また、仕事と子育て、家庭生活等が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進について職場における取り組みの充実を働きかけます。

主な取り組み

事業名	事業概要
男女共立の次世代育成	次代を担うこどもたちが個性と能力を発揮し、人生のあらゆる段階で主体的な選択を行うことができるよう、講座等を通じて男女共同参画の理解を促進します。
結婚対策の充実	結婚相談等の出会いの場やきっかけづくりをサポートするための事業を通して、結婚を望む方への支援、男女共同の意識の啓発を積極的に行います。
ワーク・ライフ・バランスの推進	第4次美浜町男女共同参画推進計画に基づき、男女がともに働きやすく、仕事と子育て、家庭生活等が両立できる環境づくりを進めます。
父親の育児の推進	妊娠初期に、保健師が母親と父親との面談を行い、出産に向けたサポートプランを作成します。専門職による面談において、妊婦が安心して出産・子育てをする環境を整えるとともに、出産後に父子手帳を配布し、父親の育児に関する学習機会を設けます。

こどもが安全に育つ安心なまちづくり

(1) こどもの成長を支える居場所づくり

方 向 性

全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験、外遊びの機会を得ることができるよう取り組みます。障がい等の有無に関係なく、こどもたち同士が交流する場を提供することで、お互いの個性を尊重しあえる環境を目指します。

主な取り組み

事業名	事業概要
こどもの居場所づくり	地域の公民館や空き家等を利活用し、放課後に保護者の監護が受けられないこどもの居場所づくりに努めます。
公設塾「放課後教室サン」、「学びコミュニティ Kai」 【再掲】	みはまシナプスプロジェクトの「人づくり」の一環として、小学校5年生から高校3年生が地域をフィールドとした体験や多様な方との交流を通じて「経験・表現・挑戦」ができる機会を創出します。また、自主性を重んじ、対話や意見の共有・発信することを大切に活動します。
放課後子ども教室 【再掲】	こどもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動を行います。
学校や家庭で居づらさを感じるこども・若者の居場所づくり	地域の実情に応じて関係機関が連携・協力できる体制を構築し、学校や家庭で居づらさを感じるこども・若者の居場所づくりに努めます。また、こども・若者が安心して自分らしく過ごせるための居場所づくりを提供するための活動を推進します。
みんなの食堂を通じた顔を合わせる機会づくり	地域住民が主体的に開設している「みんなの食堂」において、こどもをはじめ地域の人が顔を合わせる機会をつくります。

(2) こどもの遊び場環境の整備

方 向 性

美浜町こどものあそび場整備基本計画に基づき、公園等のこどもの遊び場の確保に努めるとともに、遊具等の安全性に配慮します。また、親子で利用できる施設等を充実します。

主な取り組み

事業名	事業概要
子育て支援設備（キッズルーム）の整備	オムツ替えスペースや親子で入れるトイレ、こども用の補助便座、ランチルームや授乳室等を公共施設に設置し、子育て支援設備を整備し、利便性を高めます。
こどもの安全な遊び場の整備・確保	こどもの遊び場の遊具等の充実を図るとともに、全天候型の遊び場や安全性に配慮した公園等、遊び場の整備に努めます。
身近な場所での安全な遊び場の確保	身近な場所での安全・安心なこどもの遊び場の確保のため、公共施設の開放を継続し、既存スペースの新たな活用を検討します。また、コミュニティ助成事業を活用し、地区公園の遊具設置に対する費用の助成を行います。
緑地公園の整備	みはまシナプスプロジェクトの「空間づくり」の1つとして、人と人、人と地域を結ぶ拠点として多世代がにぎわえる緑地公園の整備を進めます。
こどもの遊び場遊具等点検事業	区等に設置されている遊具等の点検に係る費用を助成し、安心安全なあそび場整備を進めます。

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

方 向 性

幅の広い歩道の整備、公共施設のバリアフリー化、子育てに配慮した各種設備の整備など、子育てを支援する生活環境を整備します。

主な取り組み

事業名	事業概要
幅の広い歩道の整備	通学路や幹線道路を中心に危険箇所を把握し、歩道整備を含めた道路拡幅に努めます。
子育てバリアフリーの推進	子育て中の親が利用する施設のバリアフリー化を推進し、妊婦、こども、子育て中の親等が安心して外出できる環境の整備（案内表示等の設置を含む）に努め、町内各種施設のバリアフリーの情報収集及び情報提供を行います。
有害環境対策の推進	町内における書店やコンビニエンスストア等から有害図書や商品の排除等、社会環境の浄化活動に努めます。
子育て支援環境の整備	子育て中の親が利用する施設のベビールームやチャイルドチェアの設置、トイレの空きスペースへのベビーベッドや授乳室、こどもの補助便座の設置など、子育てに配慮したまちづくりを推進します。
定住促進に向けた宅地の整備	今後の町内の住宅事情を考慮したうえで、定住促進に向けた宅地の整備を検討します。また、整備した宅地については情報提供を行います。

(4) こどもの安全及び防犯体制の整備

方 向 性

こどもへの交通安全教育をはじめ、交通安全設備の整備等を通じて、こどもの安全を守ります。

防犯に関する情報提供や防犯意識の向上、通学時のこどもの安全対策及び地域での取り組み等を充実し、犯罪からこどもを守る取り組みを進めます。さらに、インターネットにおける被害からこどもを守る取り組みを進めます。

主な取り組み

事業名	事業概要
交通安全教育の推進	保育園や小・中学校で交通安全教室を実施し、正しい交通ルールの啓発に努めます。また、交通指導員や安全協会による啓発活動を実施します。
危険箇所の点検及び把握	関係機関と、町内における道路等の合同点検を行い、危険箇所を把握し、事故の未然防止に努めます。
交通安全設備の整備	歩行者の安全を守るためにガードレール等の整備を進めるとともに、カーブミラーや道路標識等も設置し、交通安全に努めます。老朽化や損傷したカーブミラー、ガードレール等の改修、危険箇所への新設を実施します。
地域で子どもを守る活動の推進	保育園や学校、各種団体、地域住民が連携をとり、町防犯隊による見まわり活動等、こどもの安全を確保するための活動の充実を図ります。
防犯に関する情報提供	警察と連携し、事件発生時の情報を早急に伝える等、犯罪の未然防止につながる情報提供に努めます。
防犯意識の向上	「地域のこどもは地域で守る」といった意識を醸成するために、様々な年代に向けた防犯講習等を検討します。区への防犯カメラの購入・設置に係る補助金の周知や県が推進するタウンライトアップ運動の啓発活動を実施します。
防犯灯設置の促進	防犯灯の設置を進め、防犯設備の充実に努めます。
通学路の安全点検	児童・生徒の登下校中の安全を確保するため、美浜町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携して、通学路の安全確保を図ります。
インターネットに係る被害防止への取り組み	インターネット利用に係るこどもの被害防止に向けた取り組み（啓発物品の配布やパネル展示等）を、学校・警察・家庭と連携して実施します。
不審者から子どもを守る対応マニュアルの活用	保育園や学校では、防犯マニュアルに基づき不審者対策の訓練等を実施します。
チャイルドシートの着用の徹底	乗車中のこどもの安全確保のため、ベビーシートやチャイルドシートの着用の徹底と適切な使用方法を周知します。また、チャイルドシート購入費の一部助成を行い、着用を進めます。
自転車用ヘルメットの購入への助成	自転車用ヘルメットの購入費を助成し、着用を促進します。

困難な状況を抱える家庭を支えるまちづくり

(1) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

方向性

いじめや不登校、DV、虐待などの問題を抱え、配慮を必要とする子どもや家庭への支援を行います。

また、療育体制や障がい児福祉サービスの充実に努めるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

主な取り組み

事業名	事業概要
いじめや不登校等への相談体制の充実	学校、家庭、関係機関との連携を強化し、小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することにより、いじめや不登校等への相談体制を充実し、未然防止や早期解決に努めます。 教育支援センターなどにおいて、不登校傾向にある児童・生徒への個々に応じたきめ細かな支援を学校・家庭・関係機関と連携して行います。
DVに関する相談・支援	配偶者からの暴力に対する相談を受けた場合は、すみやかに要保護児童対策地域協議会等関係機関と連携して必要な支援につなげます。同時に、DV予防に対する啓発（リーフレット等を窓口やトイレに設置）を行います。
被害にあった子どものケア	犯罪等の被害にあった子どもには、一刻も早いケアが必要となるため、スクールカウンセラーによるカウンセリング等の場や機会を増やすとともに、相談内容に応じた各支援機関や窓口の紹介、情報提供を行います。
療育体制の充実	各関係機関との連携を図り、早期発見、早期対応のために、個々のニーズに応じた専門的な療育相談、指導体制を充実します。また、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、発達支援連絡会において地域での支援体制の構築を図ります。

事業名	事業概要
障がい児在宅サービスの充実	関係機関が連携し、乳幼児期からの早期発見による個別の相談を実施するとともに、家族の負担を軽減するためのレスパイトサービス等により支援します。また、外出が困難な障がい者（児）に対して、レクリエーション活動等を通じた交流及び余暇活動の支援を行います。（日帰り旅行等）
障がい児保育の実施	保育園に看護師等を配置し、関係機関と連携して、一人ひとりに応じた成長発達を促す障がい児保育を行います。また、保健師等が保育園を巡回し、支援方法について共有する機会をつくります。
障がいのあるこどもへの教育的支援の充実	児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて適切に支援していけるように、各学校や関係機関が連携し、こどもの障がいの状態等に関する情報を発達支援連絡会において共有し、教育支援体制の充実に図ります。
医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児とその家族を地域で支えるため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る協議の場を設け、連携体制を構築します。また、医療的ケア児コーディネーターを育成して配置し、医療的ケアが必要なこどもが在宅で生活できるように支援します。
ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供	こども家庭センターが中心となり、地域の関係機関による連携会議を実施し連携体制を強化します。また、就園・就学等のライフステージに応じて切れ目なく一貫・継続した支援を実施するため、効果的な移行連携の仕組みを整備する発達支援連絡会を開催します。
孤立しがちな家庭への支援	地域で孤立した保護者をつなぐ仕組みをつくります。（核家族、転入者、障がい児・者がいる家庭など等）

(2) 児童虐待防止対策の推進

方 向 性

こどもが、児童虐待により心身に深い傷を残すことがないように、各種相談や啓発等への取り組みをはじめ、要保護児童対策地域協議会の強化、こども家庭センターの機能強化、支援員の資質の向上等、児童虐待の未然防止、早期発見と対応を可能にする体制をつくります。

主な取り組み

事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会の組織強化	要保護児童対策地域協議会の組織の強化・充実を図ります。また、各関係機関との連携を強化するとともに研修会を行うなどし、実務者の資質向上を図り、虐待の未然防止、早期発見や早期対応に努めます。
児童虐待防止のための相談体制の充実	児童虐待に関わる相談や通告を受けた場合は、すみやかに児童相談所をはじめとした関係機関と連携をとり必要な支援につなげます。また、保健師や家庭児童相談員に加え、社会福祉士等の福祉系専門職も配置し支援体制の機能強化を図り、子育てについて気軽に相談できるように努めます。あわせて、児童に関する相談窓口について、町民に広く周知します。
児童虐待に対する住民の意識啓発	児童虐待を身近な問題としてとらえ、地域全体で対応していけるように、児童虐待への認識と通報義務の意識を高める啓発に努めます。また、虐待通告による早期発見と通告者保護の徹底に努めます。
育児支援家庭訪問の実施	養育支援が特に必要と判断された世帯を育児支援家庭訪問員や保健師等が訪問してこどもの養育に関する指導・助言を行い、養育環境の維持・改善を図ります。
子育て支援ネットワークの機能強化 【再掲】	子育てに関する様々な問題を解決するために、民生委員・児童委員・主任児童委員、母子保健推進員、育児支援家庭訪問員、保健師等、こどもに関わる機関が連携し、困りごとを抱える家庭等への支援の検討や情報共有を行います。

(3) こどもの貧困対策の充実

方 向 性

貧困により、進学を諦めざるを得ないこども、学習の機会や部活動などへの参加の機会を十分に得られないこども等の権利を守る視点から、必要な支援を行います。

主な取り組み

事業名	事業概要
貧困に悩む保護者からの相談・支援	貧困に悩む保護者からの相談について、関係機関との連携のもと必要な支援を実施します。
みんなの食堂を通じた顔を合わせる機会づくり【再掲】	地域住民が主体的に開設している「みんなの食堂」において、こどもをはじめ地域の人が顔を合わせる機会をつくりまします。
食糧支援	美浜町社会福祉協議会を中心に関係機関と情報共有を行い、必要な家庭に支援を実施します。
生活困窮者対策支援	生活困窮者支援対策会議において各関係機関と情報共有、支援について検討します。

(4) ひとり親家庭への支援の充実

方 向 性

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、こども本人が進学をはじめ、学習の機会や部活動などへの参加の機会を喪失することがないよう支援します。

主な取り組み

事業名	事業概要
ひとり親家庭への相談・支援	ひとり親家庭からの相談に対して、児童扶養手当等の生活支援制度をはじめとする制度の紹介を行い、関係機関との連携のもと、必要な支援を実施します。
ひとり親家庭等こどもチャレンジ応援事業	児童の多様な学びを推進するため、児童の興味関心を広げ、心身の成長の一助となる習い事等に係る費用を支援することで、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減します。
医療費の助成	ひとり親家庭のこども及び保護者が、病気やケガなどで医療機関にかかる際の医療費を助成します。

(5) ヤングケアラーへの支援

方 向 性

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、こどもが日常的に担うことにより、学業や友人関係等に支障が出て、こどもの権利の侵害につながらないよう、十分に配慮します。ヤングケアラーの問題は、本人や家族に自覚がない場合が多く顕在化しにくいいため、関係機関が連携して情報共有し、ヤングケアラーの早期発見と早期支援につなげる取り組みを強化します。

主な取り組み

事業名	事業概要
関係機関の連携強化による実態の把握	ヤングケアラーの広報啓発に努め、小中学校等関係機関と協力し実態把握を行います。
ヤングケアラーへの具体的な支援体制の整備	把握したヤングケアラーを適切な支援につなげるため、こどもの意向に寄り添いながらスクールソーシャルワーカー等を活用し、必要な支援につなげていきます。

1

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育事業の量の見込みや実施内容等を定めることとされています。

本町における教育・保育提供区域の設定は、1か所で全町的な利用ニーズに対応できる現状を踏まえ、第2期までの計画と同様に提供区域を1圏域（全町）と設定し、本町のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備の推進を図ります。

2

人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる0歳から11歳までのこどもの人口を、令和2年から令和6年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート要因法により推計しました。

0～11歳人口、0～5歳人口、6～11歳人口のいずれも概ね減少していくと見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	54	52	52	50	50
1歳	49	53	51	51	49
2歳	62	47	51	49	49
3歳	67	61	46	50	48
4歳	41	66	61	46	50
5歳	66	41	66	61	46
6歳	58	65	40	65	60
7歳	62	58	65	40	65
8歳	70	60	56	63	39
9歳	55	68	58	54	61
10歳	62	56	69	59	55
11歳	59	61	55	67	58
0～5歳	339	320	327	307	292
0～2歳	165	152	154	150	148
3～5歳	174	168	173	157	144
6～11歳	366	368	343	348	338
0～11歳	705	688	670	655	630

※コーホート要因法：出生・死亡・人口移動等の人口変動要因に基づいて、コーホート（同年または同期間に生まれた人々の集団）ごとに将来人口を推計する方法。

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

3

教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

各認定区分に応じて、量の見込みと確保策を以下のように定めました。

認定区分と提供施設

認定区分		対象年齢	提供施設
1号認定	教育標準時間認定	3～5歳	認定こども園、幼稚園
2号認定	保育認定		認定こども園、保育園、幼稚園
3号認定		0～2歳	認定こども園、保育園、地域型保育

量の見込みと確保策

単位：人

		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望	それ以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	それ以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）		6	0	142	36	42	53	6	0	137	35	45	40
確保策 （B）	認定こども園、幼稚園、保育園	6	142		36	42	53	6	137		35	45	40
	認可外保育												
	地域型保育												
差引（B）－（A）		0	0		0	0	0	0	0		0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			教育希望	それ以外	0歳	1歳	2歳		教育希望	それ以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）		6	0	142	35	43	44	5	0	128	34	43	42
確保策 （B）	認定こども園、幼稚園、保育園	6	142		35	43	44	5	128		34	43	42
	認可外保育												
	地域型保育												
差引（B）－（A）		0	0		0	0	0	0	0		0	0	0

		令和 11 年度					
		1 号	2 号		3 号		
			教育 希望	それ 以外	0 歳	1 歳	2 歳
量の見込み（A）		5	0	118	34	42	42
確 保 策 （ B ）	認定こども園、 幼稚園、保育園	5	118		34	42	42
	認可外保育						
	地域型保育						
差引（B）－（A）		0	0		0	0	0

確保の方策

1号認定については、敦賀市幼稚園等での受け入れを計画しています。

2・3号認定については、令和6年度時点の定員数で330名（公立保育園3か所）の提供体制があり、上記の見込み量を十分に満たすことが可能です。幼稚園ニーズもあることから、認定こども園への変更については引き続き検討していきます。また、児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、柔軟にこどもを受け入れるための体制づくりに努めつつ、保育の質の確保と継続性の観点から民間活力の導入を検討します。

4

地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

概 要

保育標準時間（11 時間）または保育短時間（8 時間）の利用時間の前後の時間において、さらに延長して保育を実施する事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		87	82	84	79	75
確保策 （B）	実人数/年	87	82	84	79	75
	実施か所数	3	3	3	3	3
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

確保の方策

3園すべての保育園において実施しており、本町における供給量は充足しています。引き続き3園での受け入れを行います。

(2) 放課後児童クラブ（学童保育事業）

概 要

日中保護者が家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1年生	39	39	39	41	41
	2年生	41	41	41	41	41
	3年生	34	34	34	36	36
	4年生	21	22	23	24	25
	5年生	20	21	22	23	24
	6年生	16	17	18	19	20
	計	171	174	177	184	187
確保策 (B)		171	174	177	184	187
差引 (B) - (A)		0	0	0	0	0

確保の方策

各小学校区（3校区）で児童クラブを開設しており、本町における供給量は充足しています。今後、高学年の利用児童の増加が見込まれることから、支援体制の一層の充実を図ります。

(3) 子育て短期支援事業

概 要

【ショートステイ】

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）事業です。

【トワイライトステイ】

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

量の見込みと確保策

単位：日

延べ利用日数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		46	46	46	46	46
確保策（B）	延べ日数/年	46	46	46	46	46
	実施か所数	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

確保の方策

ショートステイ、トワイライトステイともに敦賀市にある児童養護施設（白梅学園）に委託をしています。近年一定量の利用が生じていることから、今後も制度の周知と、施設との連携による支援の充実を図ります。

(4) 地域子育て支援拠点事業

概 要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所であり、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

延べ利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		11,749	11,905	12,062	11,749	11,592
確保策（B）	延べ人数/年	11,749	11,905	12,062	11,749	11,592
	実施か所数	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

確保の方策

親の子育てに対する不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進するため、子ども・子育てサポートセンターの支援体制の充実を図ります。

(5) 一時預かり事業

概 要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、保育可能な施設で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みと確保策

【一時預かり事業（幼稚園型）】

単位：人

延べ利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1号認定	138	134	138	125	115
	2号認定	0	0	0	0	0
	計	138	134	138	125	115
確保策(B)		138	134	138	125	115
差引(B) - (A)		0	0	0	0	0

【一時預かり事業（幼稚園型を除く）】

単位：人

延べ利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		3,286	3,099	3,166	2,977	2,835
確保策(B)		3,286	3,099	3,166	2,977	2,835
	保育園等	334	315	322	302	288
	実施個所(か所)	1	1	1	1	1
	すみずみ子育てサポート事業	2,952	2,784	2,844	2,675	2,547
	実施個所(か所)	3	3	3	3	3
	差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

確保の方策

1号認定については、近隣自治体幼稚園での受け入れを計画しています。

幼稚園型を除く一時預かりについては、町内保育園1園の実施に加え、すみずみ子育てサポート事業として、3事業所で行っており、本町における供給量は充足しています。引き続き、提供体制を確保し、子育て家庭への支援を充実していきます。

(6) 病児・病後児保育事業

概 要

保育園等に入所中の児童が病気の回復期（いまだ病気の回復に至らない状態を含む）にあるため、保育園等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に児童を施設で預かり、保育を行う事業です。

量の見込みと確保策

単位：日

延べ利用日数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		133	126	129	121	115
確保策（B）	延べ日数/年	133	126	129	121	115
	実施か所数	2	2	2	2	2
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

確保の方策

敦賀市病児・病後児保育施設「はぴけあ」及び若狭町国民健康保険上中診療所の2か所に委託をしています。近年一定量の利用が生じていることから、今後も制度の周知と、施設との連携による支援の充実を図ります。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

概 要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

確保の方策

ファミリー・サポート・センター事業については、現在ニーズが把握されていませんが、一時預かりではカバーしきれない個別ニーズへの対応が期待されることから、引き続き実施を検討していきます。

(8) 妊婦健診事業

概 要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①妊娠月週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

受診者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	91	91	88	88	84
確保策（B）	91	91	88	88	84
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

確保の方策

妊婦健康診査については、県医師会等に委託し、妊娠初期から出産まで14回の健診を行っており、本町における供給量は充足しています。また、県外での里帰り分娩に係る健診については、償還払いとして助成を行っており、引き続き事業を継続します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

保健師または助産師が、4か月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態の把握をし、適切な指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消し孤立化を防ぐことを目的としている事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

訪問者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	52	50	50	48	48
確保策（B）	52	50	50	48	48
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

確保の方策

生後4か月までの乳児がいる家庭の全戸訪問を実施しており、本町における供給量は充足しています。また、出生連絡票で生後1か月までに母子の状態の確認（電話連絡）を行ったり、生後2～4か月で育児学級を開催するなど、訪問以外でも全数把握に努め、量の確保に取り組めます。

(10) 育児支援家庭訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

訪問者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	15	14	14	14	14
確保策（B）	15	14	14	14	14
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

確保の方策

関係機関との連絡体制を密にして、養育支援を必要とする家庭の把握や、対応の遅れとならないよう社会的養護の必要性について検討し、当該家庭の適切な養育支援を実施します。

(11) 利用者支援事業

概 要

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の収集・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施及び支援する事業です。

量の見込みと確保策

【こども家庭センター型】

単位：か所

実施か所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
確保策（B）	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

確保の方策

こども家庭センターにおいて、子育てに関する情報提供及び相談等の事業を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

今後、私立認定こども園を整備していく場合は、幼稚園部に通園する特別な支援が必要なこどもを対象に、認定こども園で受け入れるための職員の加配を検討します。

(14) 外国につながりがあるこどもへの支援・配慮

概 要

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国したこどもや外国人のこども、両親が国際結婚のこどもなどの外国につながりがあるこどもの増加が見込まれます。このようなこどもたちが円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行うとともに、事業者等へ円滑な受け入れに配慮するよう求めています。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

概 要

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	19	19	19	18	18
確保策（B）	19	19	19	18	18
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

確保の方策

家事・子育てに不安を抱えた家庭を訪問し、不安の傾聴、家事・子育て支援を実施することにより、家庭養育環境を整え、関係機関と連携して虐待リスクを予防します。

(16) 児童育成支援拠点事業

概 要

養育環境等に課題を抱える児童に対し、生活の場を提供するための場所を開設し、対象児童や保護者に対し情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	10	10	9	9	9
確保策（B）	10	10	9	9	9
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

確保の方策

関係機関と連携を行い、養育環境等に関する課題や実態の把握に努め、町や近隣の資源を活用することも含めて、児童育成支援拠点について検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

概 要

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	10	10	9	9	9
確保策（B）	10	10	9	9	9
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

確保の方策

関係機関と連携し、児童の関わり方や子育てに悩みを抱える保護者に対し、情報交換等ができる場を設け、親子間の適切な関係性の構築を図ります。

(18) 産後ケア事業

概 要

産後ケアを必要とする１歳までの母子に対して、心身のケア、育児の指導やサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

延べ利用者数	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（Ａ）	13	13	13	12	12
確保策（Ｂ）	13	13	13	12	12
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

確保の方策

県医師会及び助産院に委託し、宿泊・通所にて、産後の母親の心身回復のための支援、育児相談などのケアを行っており、継続できる体制を確保します。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

概 要

就労要件を問わず、すべての子育て家庭に対して、月一定時間の利用可能枠の中で、生後6か月から満3歳未満の児童を保育園等で預かる通園給付事業です。

量の見込みと確保策

単位：人

延べ利用者数		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	-	12	12	11	11
	確保策	-	12	12	11	11
1歳児	量の見込み	-	5	5	5	5
	確保策	-	5	5	5	5
2歳児	量の見込み	-	6	5	5	5
	確保策	-	6	5	5	5

確保の方策

通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和8年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容や実施方法の検討を進めます。

(20) 妊婦等包括相談支援事業

概 要

妊婦もしくはその配偶者等に対して、身近な場所で必要な支援を受けられるよう子ども・子育て支援に関する情報提供や相談、関係機関との連携等を行う事業です。

量の見込みと確保策

単位：回

延べ利用回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	210	210	198	198	189
確保策（B）	210	210	198	198	189
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

確保の方策

妊娠 32～34 週前後（8 か月頃）の妊婦・その配偶者等に対して、妊娠期における相談や生活に係る指導を行うことができる機会を設定するとともに、保健師や助産師が訪問する体制を確保します。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。この新たな給付については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な様式や給付方法について定めます。

1

第6章 計画の推進

計画の推進体制の整備

(1) 地域及び町民の参画による推進体制の強化

- 地域における子育て支援を推進するため、地域組織の取り組みの強化を図るとともに、関係機関や町内の主な活動団体等との連携を強化します。
- 本計画を実行性のあるものとするため、美浜町子ども・子育て会議を中心に計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、進捗状況に応じて今後の方向性等を検討します。

(2) 庁内における推進体制の強化

- 本計画を全庁的な取り組みとして、総合的・計画的に推進するため、庁内関係各課との連携を強化し、役割分担を明確にしながら計画を遂行します。また、本計画の進捗状況を把握するため、定期的に評価を実施し進捗を管理します。

(3) 国・県等との連携

- 本計画の取り組みの中には、町単独では実施できず、国や県等の関係機関との連携が必要なものがあります。そのため、国や県等と連携し、必要に応じて協力を求めながら計画を進めます。

1

美浜町子ども・子育て会議条例

令和2年3月23日
条例第11号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、美浜町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に規定するもののほか、町長の諮問に応じて、本町の子ども・子育て支援施策に関する重要事項について調査し、及び審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し学識経験のある者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて開くものとする。

2 会議は、会長がこれを招集する。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉に関する事務の所管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(美浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 美浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年美浜町条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和6年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

2

美浜町子ども・子育て会議 委員名簿

番号	区分	氏名	備考
1	子どもの保護者	加茂 亮太	美浜町保育連絡協議会会長
2	子どもの保護者	佐竹 宗和	美浜町PTA連合会会長
3	学識経験者	高木 健吾	美浜町校長会会長・美浜中学校校長
4	学識経験者	高木 和彦	美浜町教育委員
5	子育て支援事業に従事する者	河合 美恵子	美浜町母子保健推進員協議会会長
6	子育て支援事業に従事する者	真田 晴美	美浜町育児支援家庭訪問員
7	子育て支援事業に従事する者	木子 陽子	福祉支援センターあいぱる
8	子育て支援事業に従事する者	森田 美恵子	美浜町主任児童委員
9	子育て支援事業に従事する者	須磨 航	一般社団法人みんなの居場所 with ふくい
10	子育て支援事業に従事する者	津田 都	嶺南振興局 敦賀児童相談所 相談判定課長
11	子育て支援事業に従事する者	河合 政志	美浜町教育支援センターなないろ センター長
12	子育て支援事業に従事する者	羽尾 庸子	美浜町園長会会長・美浜町みずうみ 保育園長
13	町長が認める者	家光 薫	美浜町社会福祉協議会事務局次長

(敬称略・順不同)

3

計画策定経過

<子ども・子育て会議>

開催日・期間	会議名称等	主な内容
令和6年6月18日	第1回 子ども・子育て会議	○委員委嘱 ○計画の諮問 ○こども計画のポイント ○アンケート調査の結果報告
令和6年9月5日	第2回 子ども・子育て会議	○第2期事業計画の評価 ○こども計画骨子案
令和6年12月12日	第3回 子ども・子育て会議	○計画素案の検討
令和7年1月12日 ～2月1日	パブリックコメントの 募集	○意見の提出 0件
令和7年2月13日	第4回 子ども・子育て会議	○こども計画素案の検討（最終）
令和7年3月11日	答申	○計画の答申

<ワーキング等>

開催日・期間	会議名称等	主な内容
令和6年8月22日	児童クラブ利用児童 インタビュー	○どんな居場所があるとよいか
令和6年9月19日	民生児童委員 ワーキング	○日頃の活動なかで見聞きすること、心配 なこと ○地域でできることは、支えられることは
令和6年10月4日 令和7年2月18日	役場職員グループ リーダーワーキング	○新事業に対する意見交換
令和6年10月22日 令和6年10月29日 令和6年12月10日	町内保育園保育士 ワーキング	○子育て支援当事者として気が付くこと、 課題に対して今後できること
令和6年10月4日	子育てカフェ（母親）	○子育て支援に求められること
令和6年10月7日	子育てカフェ（妊婦）	○子育て支援に求められること
令和6年12月11日	子育てカフェ（障がい 等）	○子育て支援に求められること
令和6年12月12日	地域“あいあい”ほっ とミーティング（子育て 編）	○子育て支援に求められること

美浜町こども計画

地域の愛に包まれ、将来にわたりこども・若者が幸せに成長できるまち みはま

令和7年3月

発行：美浜町（令和7年3月）

編集：美浜町こども未来課

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25

TEL：0770-32-6713